

# 《 第2次那珂市環境基本計画の構成 》

## 計画の概要をまとめています

計画改定の背景と趣旨、計画の位置づけ、期間、対象地域、対象とする環境の範囲、推進主体についてまとめます

## 那珂市の環境の現状を示しています

各種の資料などから、那珂市の環境の現状と課題について整理します

## めざす10年後の環境像を示しています

本市がめざすべき環境将来像、望ましい環境像を定め、それを実現するための環境目標とともに示します

## 今後、10年間で取組むこと示しています

環境目標ごとに、目標値・評価指標を定め、取組みの方向と具体的な取組みの内容とともに示します

## 計画の進め方について示しています

計画を円滑かつ高い実効性を持って進めるための推進体制や進行管理などについてまとめます

## 第1章 環境基本計画の概要

- ◇計画策定の背景 ◇計画策定の趣旨
- ◇計画の位置づけ ◇計画の対象期間
- ◇計画の対象地域 ◇計画の対象範囲
- ◇計画の推進主体

## 第2章 環境の現状と課題

- ◇市の概況 ◇地域と環境
- ◇地球環境 ◇生活環境
- ◇自然環境 ◇都市環境
- ◇歴史・文化と環境 ◇環境教育・学習

## 第3章 環境将来像、望ましい環境像と環境目標

- ◇計画の体系 ◇環境将来像
- ◇望ましい環境像 ◇環境目標

## 第4章 目標達成のため取組むこと

- ◇体系図
- ◇目標値と評価指標
- ◇取組みの方向
- ◇取組みの内容

## 第5章 推進体制と進行管理

- ◇計画の推進体制
- ◇計画の進行管理

# 第1章 環境基本計画の概要

## 第1節 計画策定の背景

「那珂市環境基本計画」が策定された平成15年（2003年）以降、背景となる世界や日本の環境に関わる変化として、主に次のようなものが挙げられます。

### ■地球温暖化の防止

平成19年4月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告書」では、地球温暖化が緊急課題であることが指摘されました。京都議定書が平成17年2月に発効し、我が国は平成24年における温室効果ガス排出量を平成2年比で6%削減という目標が義務付けられました。現在、国では温暖化の原因である温室効果ガスの削減に関わる中長期目標と、それを達成するためには、いつ、どのような対策を実施していくかという道筋《ロードマップ》の検討が進められています。

### ■循環型社会の形成

世界的に資源節約がより顕在化しつつあるなか、循環型社会の形成を図っていく必要性が高まっています。そのため、平成19年に「食品リサイクル法」、平成20年に「循環型社会形成基本法」および「容器包装リサイクル法」、平成21年に「家電リサイクル法」が改正され、循環型社会形成に向けた取組みが進められています。

### ■生物多様性の危機

生物多様性が人類の生存に必要不可欠であるという認識とともに、地球規模で生物多様性が失われつつあるという危機感が高まりつつあります。我が国においても平成20年6月に国家戦略を明確に規定する「生物多様性基本法」が施行されました。平成22年10月には名古屋市で生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）が開催されました。さらに同年12月には「生物多様性保全活動促進法」が公布され、生物多様性施策を進めるための基本的な考え方方が示されています。

一方、国内における社会状況の変化として、主に次のようなものが挙げられます。

### ■少子高齢化、人口減少社会の到来

平均寿命の延びによる高齢化の進行や、出生率の低下により少子高齢化が急速に進行しています。日本の人口は減少化傾向にあり、この傾向は長期化すると推計されています。

### ■地方分権などによる自治体の責任と役割の増加

活力に満ちた地域社会の実現をめざして、地方分権改革が推進されています。自治体が

自らの判断と責任において地域行政を進めることができます。

### ■人々の地域づくりなどへの自発的参加と協働

地域への関心が高まり、地域活動への参加意欲を持つ人が増えてきています。今日の地域づくりにおいては、その地域に関わる市民・市民団体・地域コミュニティ・事業者が協働で取組むことが求められています。

### ■「新しい豊かさ」の探求

平成23年3月の東日本大震災・福島第1原子力発電所事故は、過度の物質文化への依存、大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済活動やライフスタイルに警鐘を鳴らしました。豊潤に”モノ”が溢れた必要以上の物質的な豊かさではなく、節約、それぞれでいて人間の生きがいや心を重視する「新しい豊かさ」が求められています。

本市においても、以上の変化に対応するため、市はもとより、市民・市民団体・地域コミュニティ・事業者が一体となりより一層の取組みが必要となっています。

## 第2節 計画策定の趣旨

本市では、深刻化しつつある環境問題に対応し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、平成14年12月に「環境基本条例」を制定し、「健全で豊かな環境をもたらす恵みは、持続的に享受され、将来にわたって継承されること」「市、市民、事業者および滞在者は、水や緑などの環境資源が有限であることの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること」「地球規模の環境問題は、市、市民、事業者および滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷の軽減に努めること」を基本理念として掲げるとともに、市民・事業者・市の役割、市の環境施策の基本的な枠組みを明らかにしました。

「環境基本条例」に掲げる基本理念の実現に向けて、平成15年3月には、環境の保全と創造のための施策を総合的に推進していくため、「環境基本計画」を策定しましたが、平成17年1月の旧那珂町と旧瓜連町との合併にともない、平成19年3月に改定し、「第1次那珂市環境基本計画」（平成19～24年度）を新たに策定し取組みを進めてきました。

「第1次那珂市環境基本計画」が目標年次に達し、環境をめぐる情勢や社会経済状況も大きく変化し、本市としても対応すべき新たな課題が生まれたことから、本計画内容の見直しを行い新たな内容の「第2次那珂市環境基本計画」を策定することとします。なお、計画策定にあたっては、以下のような基本姿勢のもとに進めました。

## 《基本姿勢》

### ・環境との共生

私たちは日常生活や事業活動そのものが、環境に負荷を与えていていることを認識し、その環境負荷をいかに低減し、人と環境とが共生した社会を実現するか、について考え、社会に果たすべき役割を自覚する必要があります。

### ・協働

この計画の推進にあたっては、地域社会を構成する一人ひとりの意識や行動の変革はもちろんのこと、地域での活動推進がますます重要となっています。その認識から、市が進める「協働のまちづくり」を更に発展させ、課題を克服していきます。

市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者・行政の役割分担や、地域での主体的な行動の広がりと在り方について、十分検討する必要があります。

### ・地域性

地球規模の環境を意識しつつ、那珂市の地域特性を考慮した取組みを、地域が主体となって進めることにより、良好な環境の確保と次世代への継承を図ることとします。長期的まちづくりの視点を持ち、将来に渡り持続可能な社会の実現のため、必要とする分野別に数値目標を定め、目標の達成に向け取組みます。

### ・総合的な環境施策の推進

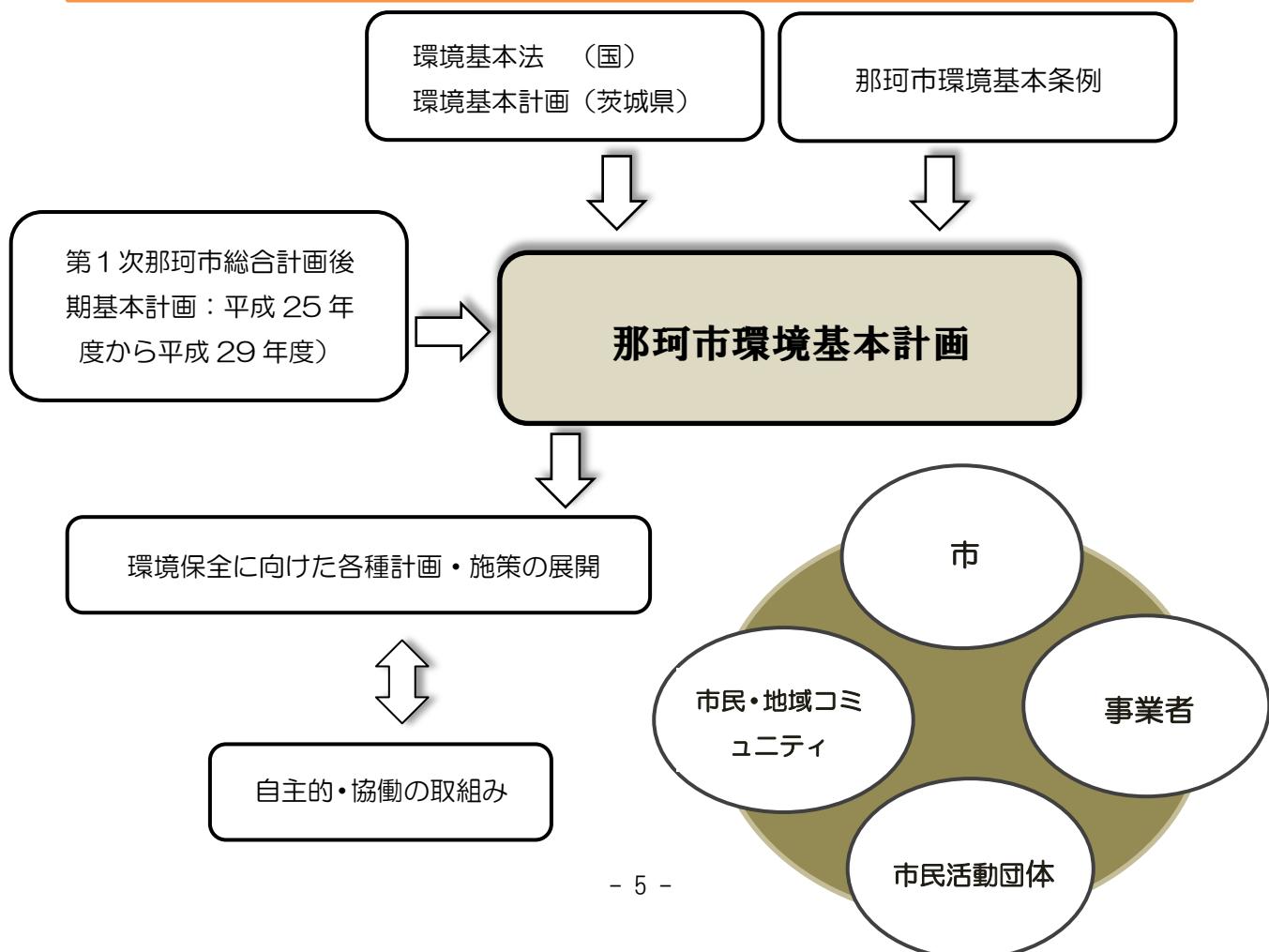
上位計画となる、「第1次那珂市総合計画後期基本計画」と連動させ、総合的な環境政策の推進が図れる計画とします。この計画が、環境分野の各課題別計画と、行政の分野を超えた連携を図れる内容とします。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、那珂市環境基本条例第8条の規定に基づき制定されるものであり、市の環境の保全と創造に関する施策を総括する計画です。市の計画としては「第1次那珂市総合計画後期基本計画」(平成25年度から平成29年度)が最上位に位置づけられますが、本計画はその環境の分野を受け持つものであり、環境関連事業等の方向を示すとともに、他の部門企画に対する環境面への指針となるものです。計画の策定にあたっては、那珂市環境基本条例における基本理念(\*1)を踏まえ、市の特性を生かした環境目標を定め、目標達成のための方向付けを明確にした実効性ある計画とします。

#### 那珂市環境基本条例の基本理念（※1）

- 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、持続的に享受され、将来にわたって継承されること。
- 市、市民、事業者及び滞在者は、水や緑などの環境資源が有限であることの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること。
- 地球規模の環境問題は、市、市民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷の軽減に努めること。



#### **第4節 計画の対象期間**

計画期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 10 年間とします。ただし、「第 1 次那珂市総合計画後期基本計画」との整合性を図ること、個別施策の展開にあたっては計画を円滑に推進するため、施策等については、平成 29 年度（2017 年度）を中間目標とし、見直しを行います。

#### **第5節 計画の対象地域**

対象とする地域は、那珂市全域を基本とします。本市単独では解決が容易ではない問題については、近隣市町村や県・国と連携して取組みます。

#### **第6節 計画の対象範囲**

対象とする環境の範囲は、那珂市環境基本条例第 7 条の「環境の保全に関する基本的施策」に基づき、「安全で安心して生活できる環境の確保」「多様な自然環境の適切な保護」「資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制」「環境保全などに関する学習機会の充実」に加え、「地球環境の保護」とします。

#### **第7節 計画の推進主体**

本計画の主体は、那珂市のすべての市民（滞在者含む）・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者・市とします。それぞれの責務を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、お互いに協働、連携しながら取組むことを基本とします。

## 第2章 環境の現状と課題

### 第1節 市の概況

#### (1) 市の概況

##### 《位置・地勢》

那珂市は、東京まで約 100 km、茨城県の中央よりやや北よりに位置し、東側は東海村、日立市とひたちなか市に、南側は県都水戸市に、西側は城里町、北側は常陸大宮市と常陸太田市にそれぞれ接しています。



那珂市の北側には久慈川が西から東へ、西側には那珂川が北西から南東へと流れています。那珂市の地形は、この両一級河川の沿岸に広がった広大な水田地帯と、中央に広がった那珂台地からなっています。



##### --- 市章 ---

那珂市の「ナカ」を翼と円で型取っています。

翼は将来の那珂市の飛躍を、円は市民や市政の円満を表しています。



##### --- 市の花「ひまわり」 ---

夏の太陽に向かって咲くひまわりは、太陽の花とも言われています。

丸い花の形は市民の和を表すと共に、明るく元気なイメージが那珂市のまちづくりを象徴しています。



##### --- 市の木「八重桜」 ---

桜は日本を代表する花木として親しまれています。

那珂市には日本の桜の名所百選にも選ばれた八重桜の名所があり、市民に憩いの場所を創出しています。



##### --- 市の鳥「白鳥」 ---

白鳥は冬を告げるよう飛来し、冬の澄みきった大空に群れをなして力強くはばたく純白の姿は、未来への飛躍が期待される那珂市のイメージにふさわしい鳥です。

## (2) 人口・世帯

那珂市の人口は、年々わずかに減少する傾向にあります。平成24年における人口は、平成19年に比べ、約1.16%減少しました。世帯数は、年々増加し、平成24年における世帯数は平成19年に比べ5.62%増加しており、一世帯当たりの人数は、年々減少しています。

10年後の平成34年度には、54,175人(平成19年に比べ4.10%減)になると推測されています。これは国立政策研究機関のデータをもとに、年間人口減少幅を考慮して推計されました。人口減少にもかかわらず、年齢別人口の推移をみると、高齢者人口は増えています。高齢者は、平成24年には、全体の24.6%、すなわち約4人に1人が高齢者となっています。本市においても少子高齢化が進行しています。加えて、ひとり暮らしの高齢者は年々増加傾向にあります。

**表1 人口・世帯数・世帯人員等の推移**

(単位：人)

年 度	平成19年 4月	平成20年 4月	平成21年 4月	平成22年 4月	平成23年 4月	平成24年 4月	平成34年 (推計)
人 口	56,493	56,432	56,261	56,110	55,949	55,835	54,175
世帯数	20,017	20,291	20,519	20,765	20,939	21,142	—
一世帯当たりの人数	2.82	2.78	2.74	2.70	2.67	2.64	—
ひとり暮らし高齢者	627	649	668	679	722	732	—

(出典：住民基本台帳)

**表2 那珂市における年齢別人口**

(単位：人)

年 度	平成19年 4月	平成20年 4月	平成21年 4月	平成22年 4月	平成23年 4月	平成24年 4月
15歳未満	7,655 (13.6%)	7,612 (13.5%)	7,535 (13.4%)	7,392 (13.2%)	7,284 (13.0%)	7,236 (13.0%)
15歳～ 64歳	36,739 (65.0%)	36,297 (64.3%)	35,815 (63.7%)	35,461 (63.2%)	35,260 (63.0%)	34,872 (62.5%)
65歳以上	12,099 (21.4%)	12,523 (22.2%)	12,911 (22.9%)	13,257 (23.6%)	13,405 (24.0%)	13,727 (24.6%)

(出典：住民基本台帳、( ) 内は構成比)

### (3) 交通

市の中央部を常磐自動車道が南北にはしり、インターチェンジが市のほぼ中心に位置しています。この那珂インターは、東京方面へのアクセスに利用されるほか、奥久慈方面などの県北山間地域とひたちなか市や東海村の県北臨海地域へのアクセスポイントとしての機能を果たしています。市内には高速バスの停留所が数箇所あり、那珂インター経由で東京と約1時間30分で結ばれています。

市をほぼ南北に縦断する国道6号、118号、349号があり、県都である水戸市と結ぶ一般国道は主要な幹線道路となっています。現在、渋滞緩和のため国道118号線の拡幅工事が進められています。

鉄道は、水戸市と常陸太田市・郡山市を結ぶJR水郡線があり、市内には上菅谷駅・瓜連駅など9つの駅があり、水戸駅で県を南北に走る常磐線へ接続しています。通勤通学の主要な交通機関となっています。

表3 JR水郡線乗降者数

(単位：人/日)

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
上菅谷駅	1,446	1,352	1,306	1,320	1,264
瓜連駅	832	796	750	668	624

(出典：JR東日本 各駅の乗車人員)

### (4) 商業

近年、国道349号沿いを中心に市外資本による大・中型店が相次いで出店したことにより、市民の利便性が向上しています。最近、上菅谷駅前地区では、地域住民と地域商店との交流を中心とした、様々な模擬店の出店や歩行者天国イベントが開催され、賑わいを集めています。しかし、市内各地区の商業地域では賑わいは失われており、いかに活性化を進めていくかが課題となっています。

那珂市には500以上の事業所があり、その他の飲食料品を扱う小売業が一番多く、続いて、自動車販売、燃料小売業などが多く存在します。

表4 商店数・従業員数・年間販売額の推移

年 度	平成11年6月	平成14年6月	平成16年6月	平成19年6月
商店数	607	572	554	508
従業員数(人)	3,763	3,754	3,468	3,446
年間販売額 (万円)	7,664,940	8,062,355	7,338,036	7,651,240

(出典：商業統計調査)

※商業統計調査とは、経済産業省が統計法に基づき、商業活動に関する3年ごとに実施するもので、業種別・従業者数・年間商品販売額等を把握し、商品の流通の状況やその仕組みなど商業に関する基礎資料を得ることを目的としています。

※平成21年度の調査は、経済センサスの創設に伴い中止となっており、直近値は平成24年2月に実施された「平成24年経済センサス・活動調査」で把握するが現時点では公表されていません。次回の商業統計調査は、平成26年に実施する予定です。

## (5) 工業

平成7年に分譲を開始した那珂西部工業団地では、平成12年に4社が操業を開始し、現在は6社が操業し、最先端の技術を用いた電気電子部品・製品製造が行われています。

笠松工業団地には、金属製品、機械部品、化学製品など様々な種類の製造事業所が立ち並んでいます。市内には高度な技術を持った製造事業所も点在し、近隣市町村の大手製造事業所からの下請けを行っている事業所も多数あります。

那珂市全体での製造品目別出荷額は、電子部品・デバイスが4割近くを占め、ついで一般機械、金属製品が多く出荷されています。

表5 事業所数・従業員数・製造品出荷額などの推移

年 度	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
事業所数	90	90	97	88	80
従業員数（人）	2,842	2,875	3,179	2,595	2,483
製造品出荷額など（万円）	7,075,619	7,487,798	8,814,325	7,178,639	4,511,912

（出典：工業統計調査）

注1) 工業統計調査とは、経済産業省が統計法に基づき、製造業全般の実態をつかむために毎年12月末現在で行うもので、従業員4人以上の事業所を対象に従業者数・現金給与総額・原材料使用額・製造品在庫額および出荷額・付加価値額などを調査しています。

注2) 平成22年12月調査において、従業員数・製造品出荷額などが減少したのは、大手精密光学機器事業所が平成22年3月末で閉鎖されたのが主な要因です。

## (6) 農業

平坦な那珂台地の畑作地帯と、那珂川・久慈川の沿岸の水田地帯に拓けた農地の総面積は、平成23年度約4,497ヘクタール、農家戸数は約2,986戸です。主な生産物は、米、ごぼう、馬鈴薯、さつまいも、麦などです。水稻の作付面積は減少傾向にありますが、大型機械化の導入による省力化や規模拡大への取組みにより、茨城県内第19位の生産量を誇つ

ています。干しいもは茨城県の特産品で、ひたちなか市、東海村などを含む良質な干しいもの産地として定評があります。昭和60年頃から、早出しかぼちゃ（那珂かぼちゃ）のハウス栽培を本格的に取組み、有機質を使った土作りで徹底した完熟による良品を出荷しています。

**表6 農家戸数及び農家人口**

年 度	平成12年	平成17年	平成22年
農家数（戸）	2,877	3,280	2,986
男	4,873	4,113	3,143
女	4,478	4,232	3,196
計（人）	9,351	8,345	6,341

（出典：農林業センサス）

注3) 農林業センサスは我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

**表7 農地面積**

（単位：ha）

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
農地面積	4,326	4,326	4,326	4,320	4,497

## （7）土地利用

那珂市の総面積は97.8k m<sup>2</sup>です。平成22年土地利用の状況は、畠が最も多く25.2%となっています。次いで、田が20.9%、山林が17.6%、宅地が15.44%となっています。

平成18年と比べると、田・畠が減少し宅地・原野が増加しています。以前、何らかの利用が行われていたが、現在は使われていない雑種地も増加傾向にあります。

**表8 主要地目面積**

（単位：千m<sup>2</sup>）

年 度	平成18年1月	平成19年1月	平成20年1月	平成21年1月	平成22年1月
田	21,095	21,098	21,038	20,455	20,455
畠	26,381	26,273	25,971	24,667	24,667
宅地	14,501	14,598	14,741	15,105	15,105
山林	17,764	17,748	16,621	17,219	17,219
原野	1,442	1,439	1,435	2,907	2,907
雑種地	4,441	4,427	4,513	4,949	4,949
その他	12,176	12,217	13,481	12,498	12,498
合 計	97,800	97,800	97,800	97,800	97,800

（出典：茨城県統計年鑑）

注 4) 雜種地とは、不動産登記規則により 23 種類に区分して定める地目の種類の一つで、他の 22 種類に該当しない土地が雑種地です。例えば、資材置場や駐車場、土地の面積に対し極めて小さい建物が建っている土地等が該当します。その他は、学校用地・鉄道用地・ため池・公衆用道路・公園などが含まれます。

## 第2節 地域と環境

近年、深刻かつ複雑化する環境問題を解決し、良好な環境の確保と将来世代への継承を図るには、地域の特性やその多様性を深く理解することにより、環境問題を生じている基礎原因を見出していくことが求められます。こうした取組みのためには、地域社会を構成する一人ひとりの意識や行動の変革はもちろんのこと、地域が主体となって進めることができますます重要になります。

本市では、市民・地域コミュニティ・市民活動団体と市との協働のまちづくりが始まっています。市民の地域活動への参加の必要性が高まりつつあります。しかし、平成23年度市民アンケート結果では、「よく参加している」「たまに参加している」「何度か参加している」を合わせても52.33%で、「参加したことがない」の46.26%とほぼ拮抗しています。しかも参加している人の割合は、平成21年度に比べ約13%も減少しています。市民の関心はまだ低い状況にあります。

このような状況を十分認識し、環境問題に取組む市民・市民団体・地域コミュニティ・事業者・行政の適切な役割分担や地域における主体的な環境行動の広がりをつくる体制の在り方を検討する必要があります。

表9 あなたはまちづくり活動に参加したことがありますか (単位: %)

選択肢	平成21年度	平成22年度	平成23年度
よく参加している	11.54	13.36	13.76
たまに参加している	19.53	16.36	12.46
何度か参加したことがある	33.98	28.41	26.11
参加したことがない	34.41	41.03	46.26
無回答	0.54	0.84	1.41
合 計	100.00	100.00	100.00

表10 市民活動団体登録数

平成24年3月末	235団体
平成25年3月1日現在	240団体

### 第3節 地球環境

○本市に最も近い気象観測所である水戸測候所において、観察記録のある明治30年(1897年)以降のデータを見ると、年平均気温は年々上昇傾向にあることが分かります。このような気温の上昇は、全国的・国際的な傾向となっています。気温上昇の原因としては、地球温暖化が考えられます。

○平成22年(2010年)度における、市内全域からの二酸化炭素の排出量は、386千トン-CO<sub>2</sub>で、京都議定書の基準年度である平成2年(1990年)度の排出量(331千トン-CO<sub>2</sub>)と比べると、16.6%も増加しています。これは、県のデータと比較してわかるとおり、非常に大きな値です。このままでは、京都議定書の最終年度である平成24年度(2012年)には、達成すべき目標削減率6%を大きく超える可能性があります。

産業別にみると、産業部門が約25%、運輸部門が約34%、民生・家庭部門が約17%、民生・業務部門が約22%となっています。平成2年度を基準とした増減率をみると、産業部門が約30%も減少している中で、民生・家庭部門は約60%、民生・業務部門は約77%、運輸・旅客自動車は約73%も増加しています。民生・家庭部門における排出量の増加は、おもに世帯数の増加や家電製品の普及、大型化、多様化。民生・業務部門における増加は、おもに店舗や事務所の延床面積が大幅に伸びたためとみられます。運輸・旅客自動車における増加は、走行量の増加が主な原因とみられます。

○市役所などの公共施設の省エネルギー推進に取組むため、平成19年3月に「那珂市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。市役所などの公共施設における温室効果ガスの排出量は年々減少傾向にありますが、平成22年度の排出量は、数値目標である平成17年度基準値からの6%削減は達成されていません。平成23年度の排出量が低かった要因は、東日本大震災の影響による一部市施設閉鎖に伴い、重油使用量、水道使用量、電気使用量が著しく減少したためです。

○市内に居住し市役所など公共施設に勤める職員や市内の事業者のうち、マイカー通勤者

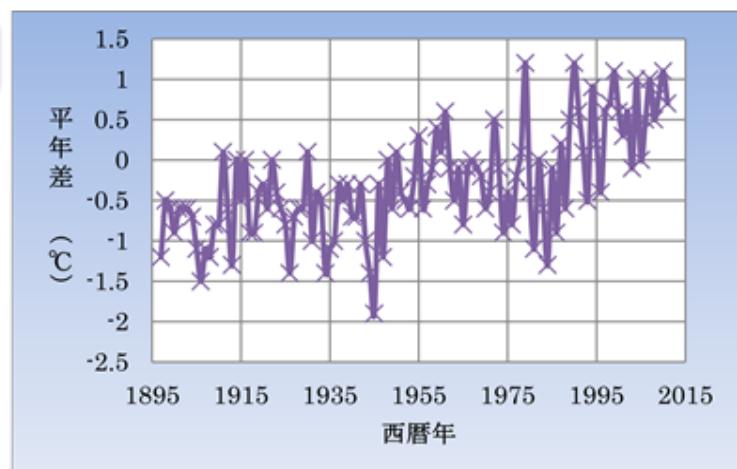


図1 水戸市の年平均気温の平年差の経年変化  
X印は各年の平均気温と平年値との差。平年値(0.0°C)は1971~2000年の30年平均値。気象庁の気象データをもとに作成。

を対象に公共交通機関、自転車などでの通勤を行う CO<sub>2</sub>削減運動を推進してきました。参加者は限定的で十分な効果は上がっていませんが、取組みへの意識は高まってきています。○市内一般家庭における温室効果ガス排出抑制に効果のある太陽光発電の導入普及率は、平成 23 年度末、全国平均の 3. 6% を下回る 2. 63% であることから、普及に関する取組みを充実させる必要があります。

○市民アンケートから、こまめな消灯・主電源を落とすなどの省エネに対する市民の取組みは進んできていますが、生活の中での移動手段として、マイカー使用が不可欠となっているのが現状で、エコドライブの励行や走行距離の短縮などの対策を進める必要があります。なお、那珂市における平成 23 年度の自家用乗用車保有台数は 35, 891 台で、年々増加の傾向にあります。平成 23 年度千人当たりの自家用乗用車保有台数は 661. 7 台で、県内 44 市町村中第 12 位、県平均は 613. 62 台、全国平均は 452. 0 台です。

○市民の地球環境問題に対する関心は、講演会などへの参加状況などを見ても、まだ高いとは言えません。更に一層の啓発を推進する必要があります。

表 11 部門別CO<sub>2</sub>総排出量の推移 (単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

部門	平成 2 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
産業部門	製造業	128	109	125	126
	建設業・鉱業	12	7	8	7
	農林水産業	4	1	1	2
民生部門	家庭部門	40	70	66	61
	業務部門	48	129	101	85
運輸部門	旅客自動車	45	74	75	77
	貨物自動車	48	54	53	50
	鉄道	3	4	4	3
	船舶	0	0	0	0
廃棄物部門	3	6	8	5	9
合計	331	454	440	416	386
基準年比増減率 (%)	--	+37. 2	+32. 9	+25. 7	+16. 6
「参考」茨城県全体	48, 417		48, 345	47, 609	▲0. 15
					▲1. 7

(出典) 環境省: 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定支援サイトより引用(参考値)。

表12 市役所などの公共施設における温室効果ガス排出量 (単位:千t-CO<sub>2</sub>)

年 度	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
排出量	5.733 (基準値)	5.711	5.555	5.542	5.564	3.918
基準年度 削減率(%)	—	▲0.38	▲3.10	▲3.33	▲2.94	▲31.65

表13 自家用乗用車及び軽乗用車保有台数 (単位:台)

年 度	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月
自家用乗用車	25,734	25,422	25,173	25,077	24,937
軽自動車	8,919	9,527	10,126	10,557	10,954
人口千人当たりの保有台数	634.5	640.9	649.3	656.2	661.7

(出典: 市区町村別自動車保有車両数(関東運輸局) 市区町村別軽自動車車両数(全国軽自動車協会連合会) 茨城県常住人口調査(県統計課))

表14 市民の省エネに関する取組み

削減率／期間	7月	8月	9月	全期間
調査世帯数(戸)	63	63	63	189
削減達成世帯数(戸)	48 (76%)	44 (70%)	50 (79%)	142 (75%)
前年比 10%以上削減達成世帯数(戸)	31 (49%)	22 (35%)	22 (35%)	75 (40%)
前年比電気量平均削減率(%)	△8.4	△3.9	△6.7	△6.3

(出典: いばらき節電プロジェクト2012: NPO法人 茨城県環境カウンセラー協会)

注1) 節電対策への取組みの啓発と節電効果を検証するため、電力使用量10%以上削減を目標とした「いばらき節電プロジェクト2012」を7月から9月の3ヶ月間、那珂市菅谷地内で実施しました。

協力各家庭では、それぞれの家庭の状況にあった取組みを、サポーターがアドバイスをしながら、自然を活かすなど、アイデアを出し合いスマートな節電生活を楽しんでいただきました。アンケートの回収結果から全体の87%の家庭が、7月以降、照明や空調などを中心に新たな取組みを実施したことにより、電力の削減効果がありました。

## 第4節 生活環境

○平成22年度のごみ排出量は17,549tであり、平成18年度をピークに減少傾向にあります。一人1日当たりのごみ排出量は859.3g／人・日で、県平均(948.0g／人・日)よりも少なくなっています。市民1人が1年間に出すごみの量は、平成18年度をピークにやや減少しています。

○最終処分率は、平成20年度から増加傾向にあり、平成22年度の最終処分率は13.4%です。この値は、県平均(10.5%)より多くなっています。最終処分率が高いということは、資源化率(リサイクル率)が低いことを意味します。

○市民一人1日当たりのごみ排出量に関し、平成17年度排出量(937.3g)比6%の削減を目標に取り組んできた結果、目標は達成できました。ごみの排出量も減少傾向にあります。ごみの発生抑制は最も重要な課題であり、これらの結果は好ましい傾向ですが、最終処分率が高いということは問題です。

○一般家庭から出るごみの重量の約4割は生ごみであり、そのほとんどが水分です。水分を取り除くことにより約4割の減量化が可能です。市ではコンポストなどの生ごみ処理機器購入補助を行い、家庭系ごみの減量化を進めています。平成23年度は45件の補助を行いましたが、あまり普及していません。原因を明らかにするなど普及に向けた取組みが必要とされます。

○本市では紙類の分別収集を進めていますが、まだ分別が徹底されていません。

○市内には平成2年3月竣工したごみ処理施設(大宮地方環境整備組合環境センター)があり、燃やすごみについては24時間体制で焼却処理を行っています。1日に120tのごみを処理できる焼却炉を備え、排ガス高度処理施設を併設し、ダイオキシン類の排ガス規制に対応しています。粗大ごみについては、1日に35t処理できる施設も建設されています。

○学校給食センターから発生する調理後の多量の廃油は、バイオディーゼル燃料の原料として有効利用を図っています。

○農業用廃ビニールなどは、環境センターでは処理できないため、回収をJAひたちなかと協力し不法投棄・屋外焼却の防止を図り、回収率は年々上がっています。回収したビニールなどは茨城県園芸リサイクルセンターにおいて、床材の原料へとリサイクルされています。

○屋外焼却(野焼き)による悪臭の相談や要望が多く寄せられています。農業を営む上の焼却など違法とされない場合がありますが、火災予防などの観点からも警察、消防と連

携して指導など対応していきます。違法であることやダイオキシンの発生など環境に悪影響を与えることを更に周知徹底していく必要があります。

○市街地において空き地などが増え、管理不良状態の土地には、ごみの不法投棄が見られます。空き地の所有者への管理指導などを進める必要があります。

○地域コミュニティでは自主的な不法投棄の監視を行い、早期発見・早期対応・未然防止を図っていますが、私有地への不法投棄は深刻な問題となっています。平成23年度の一般廃棄物の不法投棄件数は161件で、前年より48件増加しています。不法投棄の件数は減少傾向が見られません。地域と行政とが一体となった監視体制の確立などが必要です。

表15 一般廃棄物/一人1日当たりの排出量(g/人・日)と年間総排出量の推移

年度	一人1日当たりの 排出量 (g/人・日)		基準年比 増減率 (%)	年間総排出量 (t)	「参考」茨城県 (g/人・日)	「参考」全国 (g/人・日)
	那珂町	瓜連町				
平成12年度	936.2	802.6		19,212	1,033.3	910.0
平成13年度	948.5	823.7		18,709	1,034.6	914.2
平成14年度	916.7	917.9		18,019	1,029.5	917.8
平成15年度	920.7	866.5		18,015	1,027.4	930.3
平成16年度	915.8			18,005	1,011.5	959.9
平成17年度	937.3		—	19,364	1,033.4	982.2
平成18年度	945.5		▲0.875	19,495	1,022.7	979.4
平成19年度	900.2		△3.96	18,593	1,000.6	979.9
平成20年度	884.5		△5.63	18,163	975.0	920.4
平成21年度	823.8		△12.1	16,870	949.7	908.0
平成22年度	859.3		△8.32	17,549	948.0	900.9

(出典：国立環境研究所 環境指標・統計より)

表16 一般廃棄物/最終処分率(%)の推移 (単位: %)

年 度	最終処分率 (%)		「参考」茨城県	「参考」全国
	那珂町	瓜連町		
平成12年度	9.9	8.9	13.8	19.6
平成13年度	10.5	10.7	13.6	18.3
平成14年度	9.8	20.8	13.0	16.8

平成 15 年度	11. 0	11. 2	12. 5	15. 4
平成 16 年度	13. 7		12. 1	15. 4
平成 17 年度	12. 5		10. 4	13. 7
平成 18 年度	12. 0		10. 9	13. 4
平成 19 年度	12. 1		11. 1	12. 8
平成 20 年度	11. 4		10. 5	12. 3
平成 21 年度	13. 8		10. 6	12. 1
平成 22 年度	13. 4		10. 5	11. 9

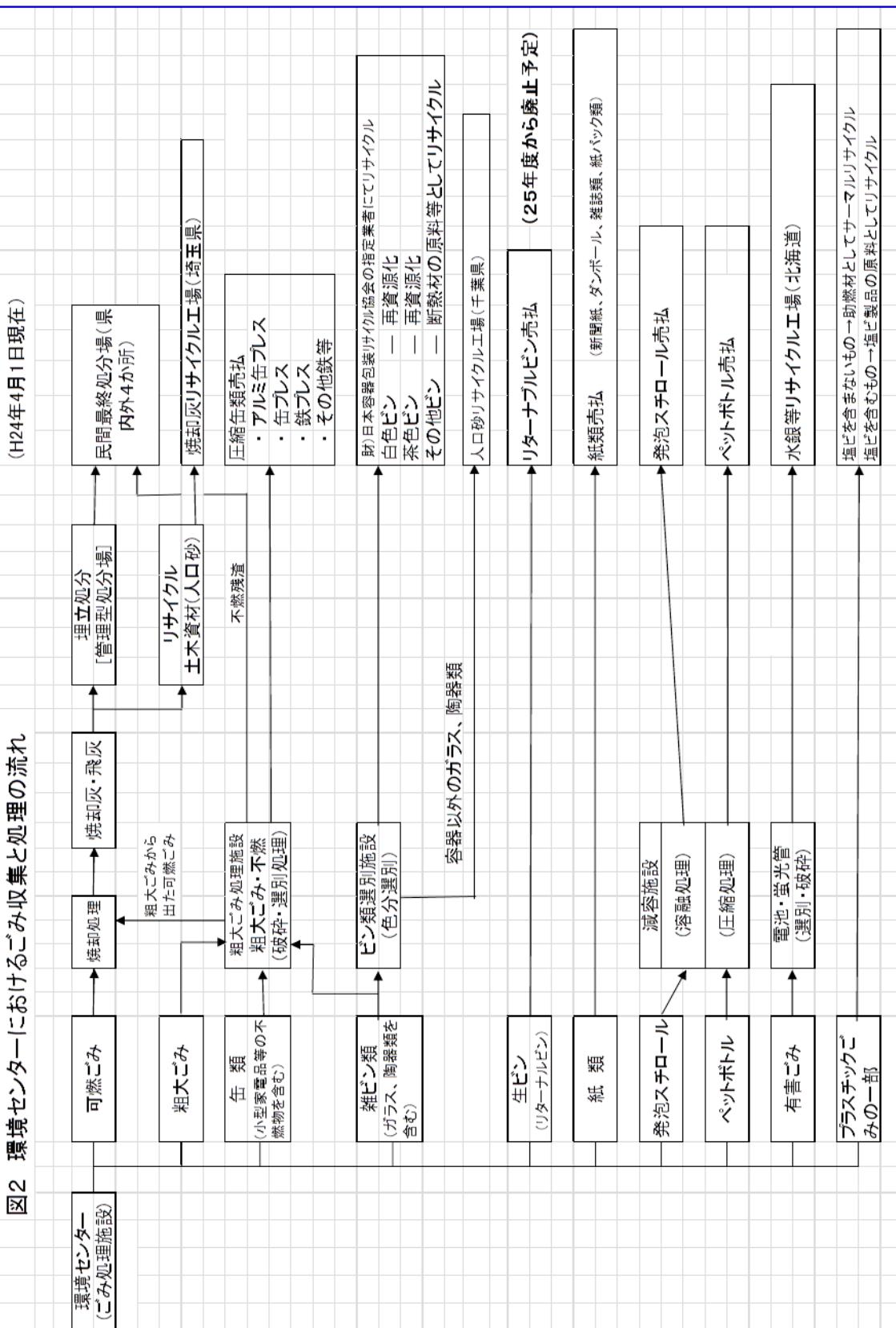
(出典：国立環境研究所 環境指標・統計より)

表 17 生ごみ処理機購入補助件数の推移

(単位：台)

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
コンポスト	23	49	53	35	35
電動処理機	25	29	23	18	10
合 計	48	78	106	53	45

図2 環境センターにおけるごみ収集と処理の流れ



## 第5節 自然環境

○本市における昭和末期ごろの自然環境については、「那珂町史」(那珂町史編纂委員会編、那珂市、1988)と「瓜連町史」(瓜連町史編纂委員会編、瓜連町、1986)に記載されています。しかし、それ以降おおよそ30年間、植生調査など、まとまった動植物の生態調査は行われていないため、現在の状況は明らかではありません。一方、開発行為や、人手による手入れがされなくなった里地里山などは、その土地の自然環境が変質してしまいました。

農地では、化学肥料や農薬の大量使用や用水路の三面側溝化などにより多様な動植物の棲み家が失われてしまいました。さらに耕作放棄地が増えている状況です。かくして多様な生物の生息地となる自然は、今や市内にわずかしか残されていないと考えられます。

今後、こうした地域における動植物の生態調査を早急に進め、必要に応じて保護区域に指定するなどの対策を講ずることが求められます。

○市内の清水洞の上公園や静古徳地内古道・平野散策路の整備に関して、市民活動団体と市の協働事業が進められています。

○平成23年度末現在、都市公園として15ヵ所、面積54.32haが整備されており、市民一人当たりの面積は9.7m<sup>2</sup>/人です。

○平成23年度市民アンケートでは、自然環境の豊かさに魅力を感じている割合が25.8%と高く、市内の自然景観を活用していくことが重要であり、将来像として、豊かな自然・田園との調和(12.5%)などを望む声があります。

○土づくりや減化学肥料・減農薬など、環境に優しい農業に取組む農業者を支援するため、県では、エコファーマーの認定を行っています。平成24年3月現在での那珂市のエコファーマー数は124農家です。本市においても、トマトなどの野菜やパパイヤなどが有機農法により栽培・販売されています。引き続き、県央農林事務所及びJAひたちなかと連携して有機農家を支援していく必要があります。

○近年、農業従事者の減少などにより遊休農地が増加し、農業景観が損なわれていく傾向にあります。平成23年度における遊休農地面積は203haで、これは市内耕地面積全体(4,260ha)の約5%に当たります。遊休農地の解消のため、農業委員会が農地パトロールなどを行っています。

○田畠が年々減少し、宅地が増加しています。田畠は、多様な生態系を持ち、多様な生き物の生息地となります。農村環境を保全に配慮した土地利用を進めていくことが必要です。

○近年、額田、戸多、瓜連地区周辺において、イノシシによる農作物への被害が増大して

います。平成 23 年度のイノシシによる水稻の被害は、面積で 164a、金額で 1,168 千円に及んでいます。平成 21 年度からイノシシの有害鳥獣捕獲を実施するとともに、農業者自身がイノシシから農作物を守るため、電気柵などの設置補助を行っています。平成 23 年度における捕獲頭数は 77 頭でした。市の中心部など市街地での目撃情報はまだありませんが、農作物の被害軽減とともに、個体数が移動し住宅地域へ現れないよう出没原因や事故の発生要因を取り除く必要があります。

表 18 エコファーマー認定者数の推移 (単位：人)

年 度	平成 19 年 2 月	平成 20 年 2 月	平成 21 年 2 月	平成 22 年 3 月	平成 24 年 3 月
認定者	142	156	131	122	124

(出典：茨城県エコ農業推進室)

表 19 遊休農地面積の推移 (単位：ha)

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	(22-23)
遊休農地面積	234	203	△31

表 20 イノシシの捕獲頭数の推移 (単位：頭)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
捕獲頭数	11	20	77

表 21 県央農林事務所管内イノシシ被害面積 (単位：a)

市町村名	稻	果樹類	野菜類	イモ類	豆類	雑穀類	合計
水戸市	615	252	277	34	11		1,189
笠間市	1,865	246	43	323	29	301	2,807
ひたちなか市							0
那珂市	164						164
小美玉市	30		10				40
茨城町							0
大洗町							0
城里町	400	25		67			492
東海村							0
合 計	3,074	523	330	424	40	301	4,692

(出典：茨城県県央農林事務所)

表22 県央農林事務所管内イノシシ被害金額

(単位:千円)

市町村名	稻	果樹類	野菜類	イモ類	豆類	雑穀類	合計
水戸市	4,137	4,998	11,376	893	79		21,483
笠間市	6,156	584	303	5,004	108	3	12,158
ひたちなか市							0
那珂市	1,168						1,168
小美玉市	19		90				109
茨城町							0
大洗町							0
城里町	3,518	108		96			3,722
東海村							0
合 計	14,998	5,690	11,769	5,993	187	3	38,640

(出典: 茨城県県央農林事務所)

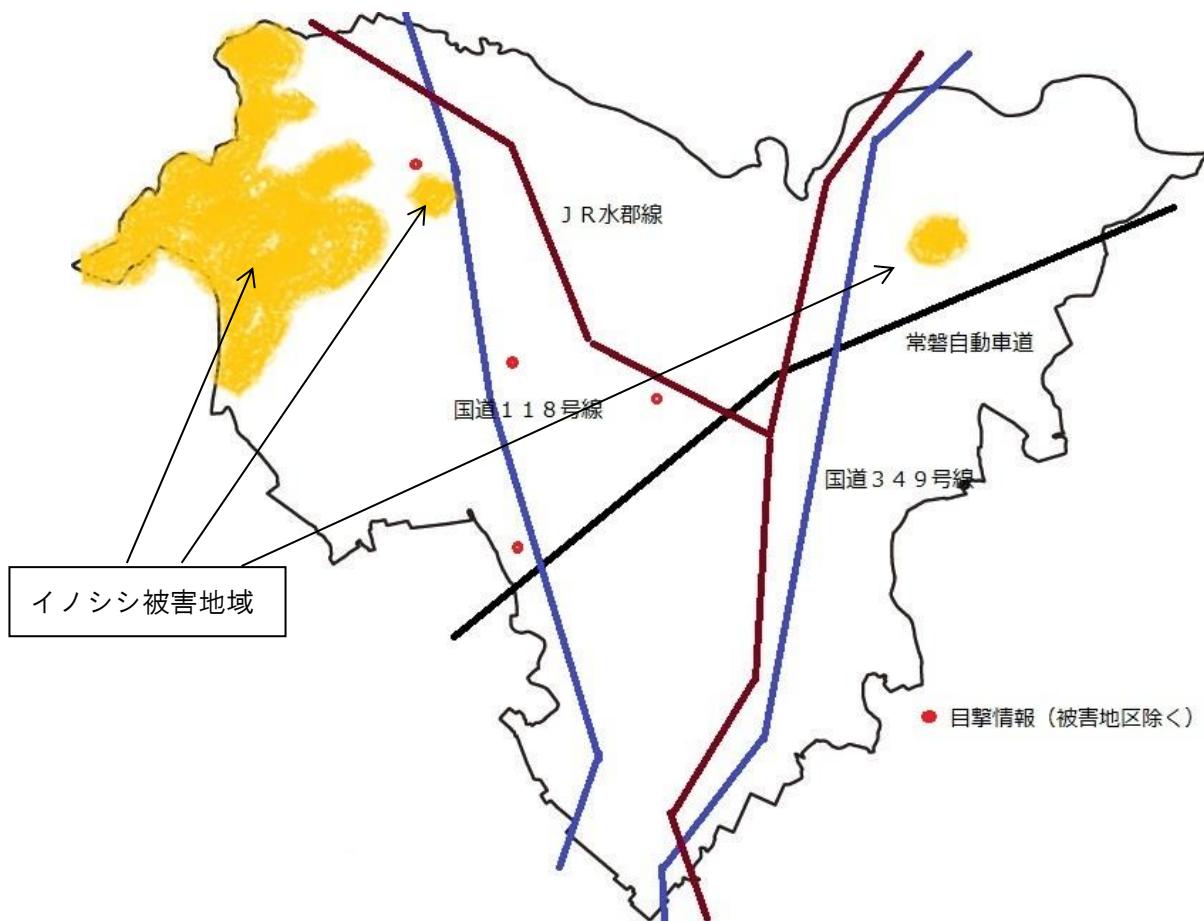


図3 イノシシ農業被害略図

## 第6節 都市環境

○市内区域においては、大気・水質・土壤などについて、おおむね環境基本法に基づく環境基準は達成し、問題のない状態を維持しています。引き続き、継続した監視などに努めるとともに、事業者への指導に努める必要があります。

○地下水の汚染状況を早期に発見できるよう市内を27箇所に分割し、区域内の井戸水を検査し監視しています。民家の井戸水に関しては、全て環境基準を下回る値を示していますが、市内2か所の事業所敷地内井戸においては環境基準値を超過しています。定期的な汲み上げや浄化対策の実施により周辺への拡散防止を図っています。

○市に寄せられた環境に関する相談や要望は、騒音や悪臭の件数が多くなっています。それらの中には、発生源が一般家庭、農業者などの法令による規制対象外であるため指導できない場合があります。そのような事例に対しては、モラル、マナーなどの啓発に努めることが必要です。

○県では広域的な大気汚染の状況を把握するため、県内に41の測定局を設置し、大気環境を24時間連続測定・監視を行っています。光化学オキシダントや有害化学物質などの情報収集に努め、市民に発信する必要があります。

○平成23年度市民アンケートでは、道路・水道・下水道などの生活基盤が整備されていないところに不満を感じている市民が17.22%で、公共下水道などの早期整備を求める声が多く寄せられています。

平成23年度末の下水道処理人口普及率は46.19%です。なお県の平均普及率は57.9%です。公共下水道以外には、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取りによる処理が行われています。

○依然として、住宅地、道路などにおいて、犬のふん害に関し、改善されていない状況が続いています。地域コミュニティ等へ犬のふん持ち帰り看板を貸与し、飼い主に後始末をするよう呼びかけています。飼い主へのモラル、マナーなどの向上対策が必要です。

○市内全域において市民活動団体や事業者、地域コミュニティなどによるごみ収集が行われています。しかし、ごみのポイ捨ては一向に減らない状況にあります。ポイ捨て自体はモラル、マナーの問題なのですが、行政による拘束力を伴う法的規制を検討する必要があります。

○耕作放棄地、空き家など管理されていない土地が多く存在し、防犯・防火上の問題を抱えています。所有者などに対し、雑草の除去・改善について必要な措置を講ずるよう指導・

勧告を行ってはいますが、未相続物件などの理由で解決を図ることが困難な案件もあり、このような案件に対しては近隣住民へ協力をお願いするしかないのが現状です。

**表 23 公害相談・要望件数の推移**

(単位:件)

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
大気汚染	6	11	1		
水質汚染	1	3	1	2	
土壤汚染				2	1
騒 音		2	4	9	3
振 動				1	
地盤沈下					
悪 臭		2	2	11	10
廃棄物など	12	4	1	231	111
計	19	22	9	255	125

(出典:茨城県勢要覧 市町村版)

**表 24 土地の埋立てなどによる規制件数の推移**

(単位:件)

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
申 請	0	1	1	0	1

注 1) 土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の発生の防止に資することを目的としています。

**表 25 騒音規制法・振動規制法に基づく申請件数の推移**

(単位:件)

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
騒 音	3	2	1	5	15
振 動	4	0	1	2	5

注 2) 建設工事として行われる作業のうち、指定区域内において著しい騒音・振動を発生する作業を伴う建設工事を施工しようとする場合の事前申請です。

**表 26 空き地に関する相談や要望件数の推移**

(単位:件)

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
空地指導	47	55	49	62	46

**表 27 那珂市水道事業水道普及率**

(単位：%)

年 度	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月
普及率	98.1	98.2	98.2	98.3	98.3

**表 28 生活排水処理人口普及率の推移**

(単位：%)

年 度	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月
普及率	65.97	70.43	70.94	72.8	72.41

生活排水処理人口 ÷ 住民基本台帳人口 × 100

(出典：茨城県総合統計書)

注 3) 生活排水処理人口とは、下水道処理人口<sup>注 4)</sup>と農業集落排水処理人口<sup>注 5)</sup>と合併処理浄化槽設置済人口<sup>注 6)</sup>を合算した人数です。

注 4) 下水道処理人口とは、下水道が整備され、供用開始の公示がされた区域内の人口

注 5) 農業集落排水処理人口とは、農業集落排水事業によって供用開始している処理区域内人口

注 6) 合併処理浄化槽設置済人口とは、供用済みの農集排区域を除く合併処理浄化槽が設置されている家庭(住居)の居住人口

**表 29 下水道処理人口普及率の推移**

(単位：%)

年 度	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月
普及率	41.49	42.98	44.70	46.05	46.19

下水道処理人口 ÷ 住民基本台帳人口 × 100

(出典：茨城県総合統計書)

**表 30 市町村道舗装率の推移**

(単位：%)

年 度	平成 18 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月
普及率	46.05	46.62	47.54	48.49	49.00

舗装済市町村道実延長 ÷ 市町村道実延長 × 100

(出典：茨城県総合統計書)

## 第7節 歴史・文化と環境

○平成24年度末現在、本市には81件の指定文化財（絵画・建造物・史跡・天然記念物・考古資料・無形民俗）があります。そのうち国指定4件、県指定26件、市指定51件が指定されています。その他、社寺、城跡など多く存在し、市域全体に歴史の面影を感じさせる要素が多く残されています。

○先人から受け継いだ文化遺産に対しての見聞を広めるため、歴史に関わる企画展、市内の指定文化財などの様々な文化を紹介しています。平成23年度に歴史民俗資料館を訪れた人の数は、前年より1,039人減って11,771人でした。

○市の北東部に位置する額田城跡は、森林に囲まれた歴史的遺産であり、平成23年度に額田城跡保全管理計画を策定し、管理保全を行っています。

○文化財に対する重要性を認識し、次世代への継承と保存を図るため自主的な活動を支援しています。

○市内には、埋蔵文化財包蔵地が分布しており、開発行為、宅地造成などに伴う試掘確認調査を実施しています。

○那珂八景のひとつである下江戸河原へのごみの不法投棄が問題となっています。

表31 指定文化財状況

	文化財指定状況	種類	
国指定	4	絵画	紙本著色聖徳太子繪傳 紙本著色拾遺古徳伝 絹本著色法然上人像
		考古	銅印（附印笥）
県指定	26	建造物	鈴木家住宅
		絵画	紙本著三十六歌仙 他4
		彫刻	木造阿弥陀如来立像 他7
		工芸品	説明箱（銅装説明箱） 他2
		書跡	了善筆別当職譲状 他2
		歴史資料	紙本墨書き大般若経（附唐櫃3合）
		史跡	瓜連城跡
		天然記念物	不動院のかや 他3
市指定	51	建造物1、絵画3、工芸品5、彫刻7、考古資料など13、史跡4、天然記念物16、無形民俗2	

## 第8節 環境教育・学習

○こどもエコクラブは、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域や地球環境に関する学習、具体的な取組み活動を展開するため創設され、環境省事業としてスタートし、過去に2つの市内活動団体が活動していました。先導的な指導者を見出すことなどが課題です。

○市では出前講座などで、環境・ごみ問題などの学習をする機会を提供しています。利用率が低く、毎年1件ほどの依頼があります。

○市内の県地球温暖化防止活動推進員が講演会活動を進めています。平成24年度末までに7件の講演会・講習会が開催されています。毎回30～40名の市民が参加しています。

○地域の環境保全、市民の環境保全に対する意識向上を図るため、市内一斉清掃や河川清掃（平成23年度は震災のため未実施）を行っています。平成23年度のごみ回収量は20.92tでした。

○本市の環境の現状や環境に関する取組みの状況などの環境情報を、ホームページ、広報なかなどで提供しています。

表32 一斉清掃における回収ごみ量

(単位:t)

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回収量	16.05	16.08	13.32	15.05	20.92

## 第3章 環境将来像、望ましい環境像と環境目標

### 第1節 計画の体系

本計画では、「環境将来像」が最上位の目標であり、環境将来像を実現するための「望ましい環境像」と望ましい環境像を実現するための「環境目標」を設定しています。

環境目標の下には「目標・評価指標」「取組みの方向」「取組みの内容」があります。目標にはできるだけ「数値目標」を設定し、進捗状況を分かりやすくするための「評価指標」を掲げています。これらはいずれも計画期間の10年間で実施する内容となっています。

### 第2節 環境将来像

本計画は、那珂市の環境の保全と創造に関する取組みを、総合的かつ計画的に推進するものです。これにより市民が安らぎとうるおいをもって暮らせる豊かな環境を作り出し、市民同士が良好な関係を築くことを目指します。

市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者・市が、それぞれの役割を認識し、様々な連携・協働することにより、豊かな環境を創出し、人と自然とのやさしい関係を築き、次の世代に引き継いでいくため、つぎの「環境将来像」を定めます。

「市民一人ひとりと地域コミュニティがつくる

ひとつと自然がやさしくふれあうまち」

### 第3節 望ましい環境像

市民参加	地域の課題に市民・事業者・市民活動団体が自ら関わり、行政とともに協働で取組むまち
地球に やさしい	地球や次世代のことを暮らしのなかで意識し、みんなで省エネルギー・自然エネルギーの導入に取組むまち
循環型社会	ゴミになるものを減らし、資源として循環するしくみのあるまち
自然との共生	多様な生き物がすみ、みどり豊かで、安らぎとうるおいのあるまち
人に やさしい	みんなが地域の中で安全・安心に住みやすく、住み続けたくなるまち
水・大気	公害や有害な化学物質のない、きれいな水や空気のあるまち

歴史・文化	まちなかで、那珂市の歴史・文化を感じることができるまち
環境教育・ 環境学習	みんなが環境について共に学び、行動するまち

#### 第4節 環境目標

「環境将来像」「望ましい環境像」の実現に向けて、次に掲げる7つの具体的な「環境目標」を設定し、取組みを進めます。

##### 環境目標1 環境政策推進の総合的なまちづくり

本市では、平成21年に「那珂市協働のまちづくり指針」、平成22年には「協働のまちづくり推進基本条例」をそれぞれ策定し、市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者などと行政との協働によるまちづくりの取組みを進めてきました。今後は、つぎのステージとして、こうした協働の取組みを市の環境政策推進に拡げます。

市民の暮らしに関わる環境問題を市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者と市が、それぞれ社会に果たすべき役割を認識しながら、協働して取組む仕組みをつくります。環境行動を活発化し生活の中に環境を根付かせ、将来を担う子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに成長できる環境を後世へと引き継ぎます。

##### 環境目標2 低炭素社会づくりの推進

本市においては、これまで行政の事務事業にともなって排出される温室効果ガスの排出量抑制について取り組んできましたが、今後は、この取組みを市民・地域コミュニティ・事業者レベルにまで拡げ、長期的な目標を掲げ低炭素社会づくりを推進します。

資源を有効活用するとともに、省エネルギー化による環境への負荷の少ないエネルギー利用を進める社会を目指します。再生可能エネルギーの導入を進め、化石燃料の利用によるエネルギー使用量を減少させることにより、地球にやさしい社会をつくります。

##### 環境目標3 3R行動の推進による循環型社会づくり

本市では、平成17年度排出量比に対する削減目標値を定め、ごみの減量化に向けた取組みを進めてきました。今後は、3R行動の促進により市民・地域コミュニティ・事業者などと行政との協働のもと、ごみの減量化適正処理化を一層推進します。

廃棄物の発生を抑制し、その適正処理の推進により、持続可能な循環型社会をつくります。

#### **環境目標4　自然と共生できるまちづくりの推進**

自然と共生した安らぎとうるおいのあるまちづくりを推進するため、里地里山、農地、森林、農業用水などの適切な保全管理に努め、動植物の生息環境を確保することにより生物多様性の保全を推進します。

さらに、自然を守り、みどりや生き物との触れ合うことができる安らぎとうるおいのあるまちの実現に向け、自然景観や農村景観の保全に努めます。環境保全を重視した農業活動を推進します。

市内には天然記念物の指定を受けている樹木は8種16樹あり、そのほかにも大木が多くみられ、こうした特別な樹木を保護することは、市民の間に心のふれあいを広げるとともに郷土を愛する心を育てる事にもなります。

#### **環境目標5　安心で快適な都市環境の保全・創出**

本市では、大気、水質などの都市環境は問題のない状態を保っていますが、健康な生活を確保するためには、大気や水質などの都市環境因子をより一層高い値に保つことが求められています。市民が、安心、安全で健康に暮らせる美しい都市環境をつくります。

#### **環境目標6　歴史的・文化的環境の保全・創出**

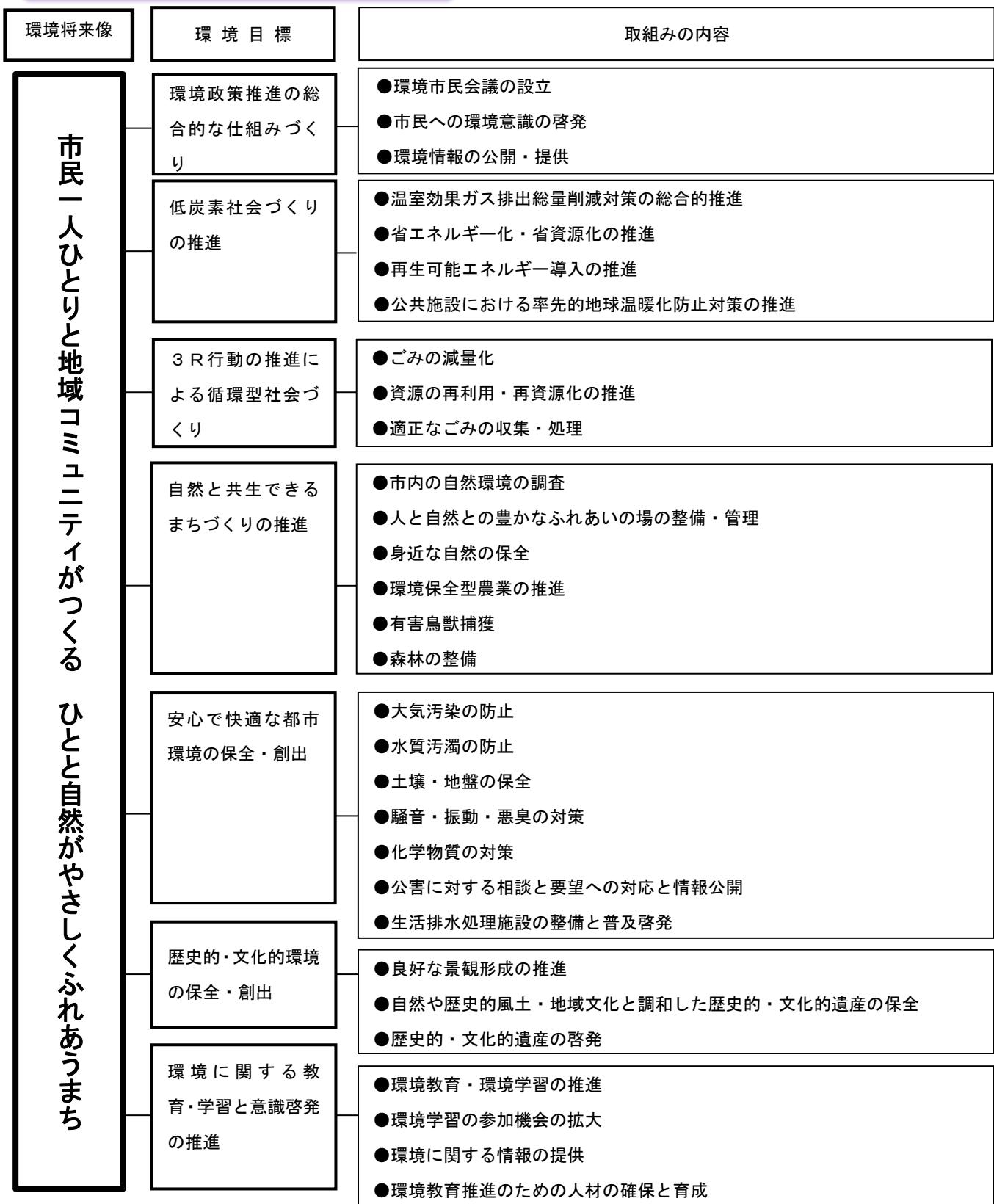
本市には多くの歴史的文化的遺産があり、周辺の自然環境と密接につながり、独特の歴史的文化的環境を作り出しています。今後は、引き続きこうした遺産を保存するとともに、歴史と自然のふれあいの場として整備します。伝行事、郷土芸能などは、本市の貴重な財産として、うるおいのある暮らしや那珂市への愛着につながるものとして、生活環境や自然環境と一体的に保存し、将来に伝えていきます。

#### **環境目標7　環境に関する教育・学習と意識啓発の推進**

本市では、学校などの授業や出前講座などによる環境教育・環境学習を推進しています。今後は、学校、地域や事業者など、市内の様々な場所において環境についての教育・学習が進み、市民・事業者が暮らしや事業活動に関わる様々な場面において、積極的な環境行動をとれるような社会の構築を目指します。

## 第4章 目標達成のために取組むこと

### 第1節 計画の体系図



## 第2節 環境目標と取組み

### 環境目標1 環境政策推進の総合的なしくみづくり

#### 《目標と評価指標》

(目標) 多様な主体からなる協働体、那珂市環境市民会議（仮称）を設立し、環境問題の解決に取り組みます。

#### (評価指標)

- ・多様な主体間の連携・協働により取組む事業数(件)
- ・環境に関する市のホームページへのアクセス数(件)
- ・市民アンケートによる環境問題に関する関心度

#### 《取組みの方向》

市・市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者などすべての主体が環境について認識を共有し、それぞれが自らの責任と役割を理解したうえで、協働して行動する必要があります。そのため、まず各主体が協力、連携した取組みを進めるための仕組みをつくり、市はその取組みを支援します。

#### 《取組みの内容》

##### 1. 環境市民会議の設立

- ・総合的計画推進の母体となる市民・地域コミュニティ・環境に関わる市民活動団体・事業者・専門家などを構成員とする環境市民会議を立ち上げます。この会を中心に、主体相互の協力関係づくりと、計画の担い手の育成をめざします。環境市民会議は、市民の暮らしに係わる環境問題に関する調査、審議、提案および情報交換などを行います。

##### 【環境課】

##### 2. 市民への環境意識の啓発

- ・環境市民会議を構成する各主体をとおして、市民への環境意識の啓発活動を推進します。

##### 【環境課】

- ・優れた取組みに対する表彰や実施団体等の活動紹介など、自主的な活動に対する支援を行います。【全課】

##### 3. 環境情報の公開・提供

- ・市のホームページ、広報紙などを利用して環境情報の公開・提供のほか、あらゆるメディアを活用し、環境情報を充実させます。【環境課】

## 環境目標 2 低炭素社会づくりの推進

### 《目標と評価指標》

(目標) 平成 32 年度(2020 年度)に、本市における温室効果ガス総排出量(千 t -CO<sub>2</sub>)を平成 2 年度(1990 年度)比で 15.2% 削減をめざします。

#### (評価指標)

- ・ 温室効果ガスの総排出量(千 t -CO<sub>2</sub>)および一人当たりの排出量(千 t -CO<sub>2</sub>)の平成 2 年度(1990 年度)比 (%)
- ・ 行政の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量(千 t -CO<sub>2</sub>)平成 17 年度(2005 年度)比 (%)
- ・ 一人当たりの自家用乗用車の温室効果ガス排出量(千 t -CO<sub>2</sub>)
- ・ 自家用乗用車の人口当たりの登録台数(台)
- ・ 環境負荷の少ない交通手段の利用者数(人)
- ・ 再生可能エネルギー導入量(kW)

### 《取組みの方向》

温室効果ガスの削減目標値については、本県の目標値（注 1）に準ることとしますが、いずれ本市の地域特性をふまえた目標値を設定します。今後、新たな国や取組みや削減目標などが明らかになった場合には、必要に応じて本市の削減目標を見直すこととします。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を部門別にみると、民生部門家庭部門や同業務部門における増加が著しいことから、家庭における省エネルギー化の推進や、事業所における排出源対策などの推進に重点的に取組む必要があります。運輸・旅客自動車における排出量の増加については、エコドライブの励行や走行距離の短縮などに取組む必要があります。

(注 1) 茨城県の削減目標値：国の中長期ロードマップに示された、国内対策のみで 2020 年までに 1990 年比 25% を達成する場合目標値として、15.2% が設定されています。

### 《取組みの内容》

#### 1. 温室効果ガス排出総量削減対策の総合的推進

- ・ 削減目標値実現に向けたシナリオをつくります。那珂市における 10 年後、平成 34 年度

の排出量を推計するとともに削減目標値を設定します。【環境課】

- ・地球温暖化防止に関わる普及啓発や情報提供のため、出前講座や講演会を開催します。

#### 【環境課】

- ・地球温暖化防止活動推進員を増やし、活動の活性化を図ります。【環境課】

### 2. 省エネルギー化・再資源化の推進

- ・家庭で使用するエネルギーの量を削減できるよう、情報提供や普及啓発に取組みます。

#### 【環境課】

- ・事業者などの事業活動で使用するエネルギーの量を削減できるよう、情報提供や普及啓発に取組みます。【環境課】

- ・家庭および事業者におけるLED照明の普及について対策を講じます。【環境課】

- ・夏季には、「グリーンカーテン」への取組みを進めます。【環境課】

- ・資源を効率的に使い造られた、省資源型製品の利用を普及促進します。【環境課】

- ・レジ袋削減運動など、環境に配慮する行動の普及啓発に努めます。【環境課】

- ・自転車の利用を普及促進します。鉄道駅周辺での駐輪場の設置・環境改善を図ります。

利用者のマナー向上について普及啓発に努めます。【環境課・政策企画課】

- ・エコドライブの励行や走行距離の短縮などについて、普及促進を図ります。【全課】

- ・省エネルギー・省資源についての環境教育を進め、環境行動に取組む新たな扱い手を育成します。【環境課】

### 3. 再生可能エネルギー導入の推進

- ・家庭や事業者における再生可能エネルギー導入の普及啓発を行います。制度の変更や技術の進展に応じて、多様な再生可能エネルギーの導入展開を図ります。

#### 【環境課】

### 4. 公共施設における率先的な地球温暖化防止対策の推進

- ・那珂市地球温暖化防止計画に基づき、10年後の温室効果ガス排出量の目標値を定めるとともに、目標値達成に向けたシナリオをつくります。【環境課】

- ・市職員等による省エネ実践活動（クールビズ・ウォームビズ、マイカー通勤の自粛、自転車・徒歩などへの利用転換など）を進めます。【全課】

- ・公共施設の屋上緑化や壁面緑化を進めます。【財政課・環境課】

- ・公共施設において再生可能エネルギーの導入を行います。【環境課】

- ・市役所等における物品の調達にあたっては、環境に配慮した物品の購入を優先します（グリーン購入法）。【全課】

## 環境目標 3 3R行動の推進による循環型社会づくり

### 《目標と評価指標》

(目標) 平成 34 年度(2022 年度)に、ごみの総排出量を平成 12 年度(2000 年度)比で 20% の削減をめざします。

### (評価指標)

- ・ごみの総排出量 (t) 平成 12 年度(2000 年度)比(%)
- ・一般廃棄物／一人 1 日当たりの排出量(g／人・日)
- ・家庭系ごみ／一人 1 日当たりの排出量(g／人・日)
- ・一般廃棄物/最終処分率 (%)

### 《取組みの方向》

循環型社会の構築のためには、3R(発生抑制、再使用、リサイクル)行動、特に、発生初期の段階での廃棄物の減量“ごみを出さないこと”が重要です。したがって、市民・事業者へ生産・消費活動における廃棄物発生抑制への配慮と、重要性を啓発する必要があります。分別回収の徹底と品目拡大を進めるとともに、最終処分率を低くする(リサイクル率を高くする)ための取組みを進める必要があります。

### 《取組みの内容》

#### 1. ごみの減量化

- ・家庭や事業者に対し、各種メディアを活用したごみの発生・排出抑制に向けたPRを行うなど、ごみに関する教育や啓発を進めます。【環境課】
- ・家庭ごみの中の水分の除去について、啓発を進めます。【環境課】
- ・紙類の分別収集を徹底するよう、啓発を進めます。【環境課】
- ・生ごみ処理機器補助の有効性を調査し、家庭への普及を促します。【環境課】

#### 2. 資源の再利用・再資源化の推進

- ・地域コミュニティが行う集団回収活動を支援します。【環境課】
- ・廃棄物情報システム、リサイクル情報提供システムを構築し、市民などに提供します。【環境課】
- ・ごみの不法投棄・屋外焼却(野焼き)の防止については、地域コミュニティなどと協働で監視体制を強化します。【環境課】

- ・農業用機材の適正処理については、JAひたちなかなどと協力連携し進めます。

**【農政課】**

- ・不用品交換等に関する情報提供の充実を図り、不用品の再利用を推進します。

**【商工観光課・環境課】**

**3. 適正なごみの収集・処理**

- ・プラスチック類の分別収集・リサイクル化について、環境センターと連携し取組みます。

**【環境課】**

- ・ごみの分別収集について、マンションやアパート管理者などへの指導を強化します。

**【環境課】**

- ・事業者におけるごみの収集・処理の適正化について支援します。【環境課】

- ・焼却灰に加え飛灰のリサイクルを行うなど、最終処分量をゼロに近づけるシステムを環境センターと連携し構築します。【環境課】

## 環境目標4 自然と共生できるまちづくりの推進

### 《目標と評価指標》

(目標) 生物多様性に対する市民の関心と理解の促進およびその保全を図ることにより、人と自然がふれあえる空間づくりを進めます。

### (評価指標)

- ・緑被率（樹林・樹木の面積が市域に占める割合）（%）
- ・一人当たりの都市公園緑地面積（m<sup>2</sup>／人）
- ・市民アンケートによる身近なみどりへの満足度（%）
- ・みどり・自然にかかる市民活動団体数（団体）／活動者数（人）
- ・環境保全型農業の推進事例（件）
- ・エコファーマーの登録人数（人）
- ・耕作放棄地率（%）

### 《取組みの方向》

現在の自然環境(動植物やその生息場所、地層やその成層場所)の状況を明らかにする必要があります。そして貴重な動植物や露頭については、その生息地・成層地を保護し、生物多様性が保全された空間を確保する必要があります。河川、森林、農地といった自然とふれあう空間を整備・保全し、人と自然とがふれあえる空間づくりを推進することも重要です。市街地においても、都市公園など身近に緑とふれあえる空間づくりを進める必要があります。環境を守る農業の担い手の育成や、優良農地の確保・保全に努め、環境に配慮した農業の推進に努めることが必要です。

### 《取組みの内容》

#### 1. 市内の自然環境の調査

- ・市内における動植物や地層（露頭）を専門的見地から調査します。その結果に基づき、貴重な動植物や露頭、その生息・成層地に対して、保護区域に指定するなどの対策に取組みます。【生涯学習課・環境課】

#### 2. 人と自然との豊かなふれあいの場の整備・管理

- ・ビオトープなど、多様な生物の生息空間の創出に努めます。【環境課】
- ・市内にある里地里山の調査を行います。【農政課】

・優良農地や農業用水路、ため池などを保全します。【農政課】

・耕作放棄地の発生を防ぎます。【農業委員会】

### 3. 身近な自然の保全

・身近な公園や緑地が地域の緑のシンボルとなるよう、市民や市民活動団体との協働で進めます。【商工観光課・都市計画課】

・市街地や身近な場所での市民・事業者の自主的な環境美化や、景観保護活動に対する啓発支援を行います。【市民協働課・環境課】

・地産地消の啓発の場や市民農園など、農地を身近な自然のふれあいの場として活用に努めます。【農政課】

・「いばらきヘルスロード」（市内7カ所）の活用促進を図ります。【保健課】

### 4. 環境保全型農業の推進

・環境保全型農業の啓発を行い、その普及・定着を図ります。【農政課】

・県央農林事務所およびJAひたちなかと連携し、エコファーマーによる先進的な営農活動への支援を行います。【農政課】

・環境保全型農業の推進役となるエコファーマーの人数を増やします。【農政課】

### 5. 有害鳥獣捕獲

・イノシシなどの有害鳥獣による農業被害に対して、農業者、地域住民、関係機関が連携し、被害軽減を図るための対策を講じます。【環境課・農政課】

・有害鳥獣の出没地域、放置作物などの誘引条件の取除き、遭遇時にとるべき安全策などを周知し、事故防止対策を行います。【環境課】

### 6. 森林の整備と意識の醸成

・森林の大切さを、作業体験を通し、次世代へ受け継ぐ森林愛護団体活動を支援するとともに、森林や身近な緑を市民共有の財産として、守り育てる意識や気運を盛り上げます。

#### 【農政課】

・森林環境の保全のために間伐、枝打ちなどを行う、民有林造成に対し補助を行います。

#### 【農政課】

## 環境目標 5 安心で快適な都市環境の保全・創出

### 《目標と評価指標》

(目標) 平成 34 年度(2022 年度)に、環境基準達成状況 100%で快適な都市環境をめざします。下水道人口普及率 71.5%、生活排水人口処理率 100%をめざします。

### (評価指標)

- ・大気の環境基準達成状況 (%)
- ・ダイオキシン類の環境基準達成状況 (%)
- ・水質の環境基準達成状況 (%)
- ・道路騒音の環境基準達成状況 (%)
- ・公害に対する相談や要望の件数 (件)
- ・水質事故件数 (件)
- ・大気、ダイオキシンの立ち入り検査 (件)
- ・生活排水人口処理率 (%)
- ・下水道普及率 (%)

### 《取組みの方向》

市内各所における大気汚染・水質汚濁・土壤汚染などに関する状況を監視し、公害法令などに基づいて、事業者などへの規制基準各種の指導や公害状況の公表などを行うことで、公害の発生を防止し、市民の安心・安全に暮らせる都市環境や健康が守られる美しいまちを目指します。市民から要望の多い下水道の早期整備を図る必要があります。

### 《取組みの内容》

#### 1. 大気汚染の防止

- ・市内の大気汚染物質の常時監視などにより大気汚染に係わる状況を把握し、公害防止に必要な措置を講じます。【環境課】

#### 2. 水質汚濁の防止

- ・市内の水質汚濁に係わる状況を把握し、公害防止に必要な措置を講じます。【環境課】

#### 3. 土壤・地盤の保全

- ・市内の土壤・地盤に係わる状況を把握し、公害防止に必要な措置を講じます。【環境課】

#### 4. 騒音・振動・悪臭の対策

- ・市内の騒音・振動・悪臭に係わる状況を把握し、公害防止に必要な措置を講じます。

**【環境課】**

**5. 化学物質の対策**

- ・有害化学物質に指定されている物質の監視体制を充実させ、発生源対策を進めます。

**【環境課】**

- ・有害性が問題となる化学物質について、最新の情報を収集し提供します。【環境課】
- ・広報紙などにより、屋外焼却（野焼き）の原則禁止を周知するとともに、屋外焼却（野焼き）行為者への中止の指導を行います。【環境課】

**6. 公害に対する相談と要望への対応と情報公開**

- ・犬のふん便については、持ち主へのモラル、マナーの啓発に努めます。【環境課】
- ・ごみのポイ捨てについて、条例などによる法的規制を検討します。【環境課】
- ・耕作放棄地や空き家・空地については、所有者に対し管理指導・勧告を行います。

**【農業委員会・防災課・環境課】**

- ・個人情報に留意して、一般的な相談と要望の内容や対応方針を公表するとともに、相談対応窓口一覧を市のホームページなどに掲載します。【環境課】

**7. 生活排水処理施設の整備と普及啓発**

- ・合併浄化槽の設置費用の補助をすることで、設置を促進します。【下水道課】
- ・公共下水道、農業集落排水を計画的に整備します。【下水道課】

## 環境目標 6 歴史的・文化的環境の保全・創出

### 《目標と評価指標》

(目標) 景観保護条例などの制定により、自然と調和した歴史的文化的遺産やまち並みの保存を図ります。

### (評価指標)

- ・歴史的・文化的施設を利用した人の数（人）
- ・屋外違反広告物の除去数（件）

### 《取組みの方向》

自然環境と一緒にとなった、歴史的建造物や文化財（史跡、名勝など）を保存する必要があります。天然記念物、伝統行事・郷土芸能、祭りを生み出した、歴史的風土や地域文化と一緒にとなったまち並みを保存することも必要です。それらを保存することで、市民が本市への愛着を深めていくことにつなげることができます。資産として次世代へ引き継いでいくことができます。

### 《取組みの内容》

#### 1. 良好的な景観形成の推進

- ・ 良好的な景観形成の推進を図るため、景観保護条例などを制定します。

#### 【生涯学習課・都市計画課】

#### 2. 自然や歴史的風土・地域文化と調和した歴史的・文化的遺産の保全

- ・市内に残る歴史的建造物の周辺景観を整備します。【生涯学習課】
- ・額田城跡など市内史跡の周辺整備を行い、公園としてのさらなる活用を図り、集客拠点としての機能を強化します。【生涯学習課】
- ・地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、祭りなどの生まれたまち並みの保存について研究します。【生涯学習課】
- ・市内に点在する文化財について、適切な保存対策を講じるとともに歴史的・文化的環境の保存を図ります。【生涯学習課】

#### 3. 歴史的・文化的遺産の啓発

- ・本市の歴史的風土や地域文化を啓発する活動の機会や活動拠点の充実を図ります。

#### 【生涯学習課】

- ・歴史民俗資料館などにおける郷土の歴史や文化に関する展示を充実させます。

**【生涯学習課】**

- ・芸術祭、文学祭などの文化的イベントを開催し、新たな文化を生み出していくための基盤づくりを進め、地域文化の創造をめざします。【生涯学習課】

## 環境目標 7 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

### 《目標と評価指標》

(目標) 出前講座などの環境教育活動の回数を平成 29 年度(2017 年度)に 20 回、平成 34 年度(2022 年度)に 30 回とします。

#### (評価指標)

- ・出前講座、講演会・講習会などの環境教育活動の回数(回)および受講者数(人)
- ・アースキッズ事業への参加校／参加者数(校/人)

### 《取組みの方向》

3R行動を通じたごみの減量化や不法投棄、節電・省エネの推進、生物多様性の保全など、生活や事業活動の様々な場面において、環境保全に配慮した取組みが進む社会をつくるには、環境教育・環境学習を充実させることが必要となっています。特に、次世代を担う子どもたちに、体系的な体験的環境学習を進めることは、環境を大切にする心を醸成するうえで重要です。

### 《取組みの内容》

#### 1. 環境教育・環境学習の推進

- ・学校、地域コミュニティや事業者などで取り組まれる環境教育・環境学習に対して、講師派遣、情報提供などの支援を行います。【環境課】
- ・環境意識の醸成向上を図るため、普及啓発を行う市民・事業者・市民活動団体などの取組みを支援します。【環境課】
- ・アースキッズ事業への参加校・参加者数を増やします。【学校教育課・環境課】

#### 2. 環境学習の参加機会の拡大

- ・環境に関する出前講座、講演会・講習会などを開催します。【環境課】
- ・子どもたちへ野外学習・体験学習を推進します。【学校教育課・生涯学習課】
- ・学校ビオトープを増やします。【学校教育課】
- ・市民活動団体などと連携して、自然観察会やフィールドワークを開催します。

#### 【生涯学習課】

- ・食育についての環境教育を実施します。【保険課】
- ・環境に関するフォーラムやシンポジウムを開催します。【環境課】

### **3. 環境に関する情報の提供**

- ・環境情報の公開、提供を図るとともに、様々な機関と連携交流しながら情報の収集蓄積を行います。【環境課】

### **4. 環境教育推進にための人材の確保と育成**

- ・子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層や、多様な場における環境教育・環境学習を推進するため、人材の育成と確保を図ります。【環境課】

## 第5章 推進体制と進行管理

### 第1節 計画の推進体制

市は、本計画において、「将来環境像」と、その実現に向けた道筋を示し、積極的に行政としての役割を果たしていきます。一方で、「環境目標」の実現や第4章に示した「取組みの内容」の推進に向けては、市民・事業者・市などの各主体がそれぞれの役割に基づく責務（那珂市環境基本条例第3条：市の責務、第4条：市民の責務、第5条：事業者の責務、第6条：滞在者の責務）を果たすとともに、それぞれの特性を生かした役割分担により、環境の保全に関する基本的な取組みを進めていく必要があります。

#### （1）環境審議会

環境基本法第44条で規定された機関で、市議会議員、住民組織の代表、事業所の代表、学識経験者で組織されています。市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項、廃棄物の処理などに関する事項、その他環境の保全に関し必要な事項を調査審議します。環境基本計画の策定改定、見直し時には、専門的かつ広範な見地から調査・審議を行い、意見を市長に答申します。

#### （2）環境市民会議（仮称）

市民の暮らしに関わる環境問題に関する調査、情報交換、提案などを行う多様な主体からなる協働体です。市民・地域コミュニティの代表・環境に関わる市民活動団体・公共的団体の代表・事業者の代表・学識経験者などで組織されます。

環境基本計画の策定改定、見直し時には、直接的に計画案作成にかかり、必要に応じ計画全体の見直し、計画の改定・改善のための提案を行います。

#### （3）環境保全対策推進会議

市環境基本条例第9条第2項に基づき、本市において取組む事業の策定及び実施にあたり、環境基本計画との整合性を図るために組織されています。副市長、市民生活部長、主任企画員、消防本部総務課課長補佐、議会事務局次長補佐、会計課総括補佐級の職員で構成され、環境基本計画の実施状況の把握および進行管理に関するなどを推進します。各課室の環境保全に関する事業および公共施設における地球温暖化防止対策の推進並びに課員への周知を図るため、環境保全推進員が置かれています。

#### (4) 庁内ワーキング委員会

環境基本計画の改定作業を行うため、各部（教育委員会と消防本部を含む）から推薦された職員で組織します。環境基本計画の点検および評価に関すること、環境基本計画の改定案の作成に関することなどが所掌事務です。

#### (5) 市民・事業者

市民・事業者は、那珂市環境基本条例に基づき、各主体と協力・連携した環境づくりを取組むため、次の責務を果たします。なお、地域コミュニティや市民活動団体は、市民に準ずる責務を果たすことが求められます。

##### 那珂市環境基本条例より

- ① 市、市民、事業者および滞在者は、水や緑などの環境資源が有限であるとの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること。(第2条第2項)
- ② 地球規模の環境問題は、市、市民、事業者および滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷の軽減に努めること。(第2条第3項)
- ③ 市民は、基本理念にのっとり、自らの日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全などに関する施策に積極的に協力するものとする。(第4条)
- ④ 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するものとする。(第5条)
- ⑤ 旅行等で本市に滞在する者は、第4条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。(第6条)

#### (6) 推進主管課

推進主管課は、担当する実行計画や事業に環境配慮を織り込むとともに、それぞれの目標・効果等を関係各課と協議・検討のうえ実行します。その進捗状況について把握し、環境保全対策推進会議へ報告します。周辺地域の自治体や国、県、広域的に活動している団体などと連携を図ります。

#### (7) 事務局（環境課）

事務局（環境課）は、各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、様々な環境情報を各主体へ提供します。

環境審議会、環境市民会議、環境保全対策推進会議、庁内ワーキング委員会などの組織との連携および連絡・調整の役割を果たします。

## 第2節 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルの考え方を取り入れ、外部評価などを加え継続的改善を行っていきます。

計画の進行管理にあたっては、「年次報告書」や「実施計画」を作成し公表します。

### (1) 計画策定時・改定時（中間見直し時）における各主体の役割

PDCAサイクル	主 体	役 割
計画 (Plan)	環境審議会	◇市長から環境基本計画に関する諮問を受けて審議を行い、その結果を市長へ答申する。
	環境市民会議	◇市民・事業者の代表として、直接的に計画案作成にかかる。 ◇必要に応じた計画全体の見直し、計画の改定・改善のための提案を行う。
	環境保全対策推進会議	◇環境基本計画とその中の取組みや事業との整合性について審査します。
	庁内ワーキング委員会	◇各主体の意見を広く取り入れた、計画づくりを行う。 ◇推進主管課との調整を図り、連携した計画づくりを行う。
	市民・事業者	◇環境基本計画に関心を持ち、パブリックコメントなどにより、計画づくりに参加する。

### (2) 毎年度の計画推進における各主体の役割

PDCAサイクル	主 体	役 割
計画 (Plan)	環境保全対策推進会議	◇推進主管課は取組みや事業の進捗状況や数値目標・評価指標の達成状況などを把握する。 ◇推進主管課からの実施計画を、事務局および環境保全推進員が取りまとめる。
	環境市民会議	◇取りまとめた実施計画書に目を通し、意見を述べる。

実行(Do)	推進主管課	◇個別の取組みや事業、重点プロジェクトなどを推進するとともに、市民・事業者の取組みの推進を図る。
	市民・事業者 環境市民会議	◇自発的・積極的に自らの取組みを推進するとともに、市の行う取組みに協力する。
評価(Check)	環境審議会	◇年次報告書を評価する。
	環境保全対策 推進会議	◇推進主管課は取組みや事業の進捗状況や数値目標・評価指標の達成状況などを把握する。 ◇環境保全推進員および事務局（環境課）が中心となって年次報告書を取りまとめ、評価を行う。 ◇環境審議会による年次報告書の評価を受ける。 ◇年次報告書をホームページなどで公表し、市民・事業者からの意見を募る。
	環境市民会議	◇取組みや事業の進捗状況や数値目標・評価指標の達成状況などを把握し、評価を行う。
市民・事業者		◇年次報告書に目を通し、必要に応じて意見を述べる。
		◇年次報告書に目を通し、必要に応じて意見を述べる。
改善(Action)	環境保全対策 推進会議 庁内ワーキング委員会	◇府内ワーキング委員会、環境保全対策推進会議、環境審議会における評価、市民・事業者からの意見を踏まえ、取組みや事業の改善を行う。

### (3) 年次報告

毎年度、環境基本計画の進捗状況を把握するため、年次報告書を作成し、公表します。

年次報告書の内容は、次の項目が想定されます：①環境基本計画の概要、②取組みや事業の進捗状況と評価、③数値目標・評価指標と現状値の状況と評価、④年次報告書への意見と回答（前年度のもの）、⑤実施計画（今年度のもの）。

### (4) 実施計画

実施計画書、年次報告書への意見、取組みや事業の改善、予算の状況などを踏まえて、事務局及び環境保全対策推進員が、環境市民会議の意見を取り入れた実施計画書を作成します。

## 資料編

### 資料1 那珂市の環境に関する条例等

那珂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年12月制定）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定める。
那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付要項（平成3年7月制定）	市内の家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理機器を設置した者の対し補助金を交付するため必要事項を定める。
那珂市浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成16年12月制定）	公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって公衆衛生の向上と良好な生活環境を確保するため、浄化槽を設置する者に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定める。
那珂市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成16年12月制定）	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の施行について必要な事項を定める。
那珂市環境審議会条例（昭和46年6月制定）	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき環境の保全に関する事項を審議するため、那珂市環境審議会を置く。
那珂市環境保全対策推進会議設置要綱（平成15年9月制定）	那珂市環境基本条例第9条第2項に基づき、本市の環境保全に関し必要な事業を推進するため、那珂市環境保全対策推進会議を設置する。
那珂市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例（平成17年12月制定）	土砂等による土地の埋め立て、盛土及び堆積について、必要な規制を定め生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図る。
那珂市ごみの散乱防止に関する条例（平成16年12月制定）	空き缶、空きびん、たばこの吸い殻、包装紙等の散乱性の高いごみの投げ捨てによる散乱の防止について必要な事項を定める。
那珂市エコ・ショップ制度実施要綱（平成8年11月制定）	環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取組む小売店舗「エコ・ショップ」として認定し、広く市民にPRすることにより、市民と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立する。
那珂市空き地等の適正管理に関する条例（平成18年3月制定）	空き地等の管理の適正化を図ることにより、良好な生活環境を保全し、もって市民の健康の維持及び安全な住民生活を確保する。

那珂市有害鳥獣捕獲等許可事務実施要領（平成 22 年 9 月制定）	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条の規定に基づく有害鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。）に係る許可事務のうち、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年茨城県条例第 44 号）の定めるところにより市が処理することとされたものの施行について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）及び那珂市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 16 年那珂町規則第 86 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
那珂市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱（平成 24 年 1 月制定）	スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全を図るために、駆除業者に委託して行うスズメバチの巣を駆除する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、那珂市補助金等交付規則（平成 13 年那珂町規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
那珂市環境基本条例（平成 14 年 12 月制定）	現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境を保全し、かつ創造していくことが極めて重要であることに鑑み、市、市民、事業所及び滞在者の責務を明らかにし、市の良好な環境の保全及び創造に関する基本理念、基本的施策その他必要な事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の福祉の向上に貢献することを目的とする。
那珂市狂犬病予防法施行細則（平成 20 年 11 月制定）	狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の施行に関し、狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号）及び狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
那珂市イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱（平成 23 年 2 月制定）	イノシシ、ハクビシン等の獣類による農作物の被害を防止するため、農業者又は農業者の団体が実施するイノシシ等被害防止対策事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例（平成 19 年 3 月制定）	地方自治法（昭和 22 年度法律第 67 号）第 224 条の 2 第 1 項の規定に基づき、那珂市農業活動拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
那珂市公共下水道条例（昭和 62 年 12 月制定）	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他の法令に定めがあるもののほか、公共下水道の設置、管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年7月制定）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。
那珂市排水機場管理規程（平成22年6月制定）	排水機場の管理について、必要な事項を定めるものとする。
那珂市遊休農地解消対策補助金交付要項（平成16年6月制定）	遊休農地や耕作放棄地の解消を図るため、自作地の農地にヘアリーベッチの作付けを実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地力の維持と環境の保全に資することを目的とする。
那珂市専用水道事務要領（平成21年3月制定）	水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第366号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、専用水道事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
那珂市清水洞の上公園の設置及び管理に関する条例（平成23年3月制定）	那珂市清水洞の上公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
那珂市都市公園条例（昭和57年3月制定）	都市公園法（昭和31年法律第79号）及び法に基づく政令を定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

## 資料2 那珂市環境基本条例

平成14年12月10日

条例第31号

### (目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境を保全し、かつ創造していくことが極めて重要であることに鑑み、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、市の良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全など」という。)に関する基本理念、基本的施策その他必要な事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の福祉の向上に貢献することを目的とする。

### (環境の保全などに関する基本理念)

第2条 環境の保全などは、次に掲げる基本理念にのっとり推進されるものとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、持続的に享受され、将来にわたって継承されること。
- (2) 市、市民、事業者及び滞在者は、水や緑などの環境資源が有限であるとの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること。
- (3) 地球規模の環境問題は、市、市民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷の軽減に努めること。

### (市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全などに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

### (市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らの日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全などに関する施策に積極的に協力するものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全などに関する施策に積極的に協力するものとする。

### (滞在者の責務)

第6条 旅行などで本市に滞在する者は、第4条に定める市民の責務に準じて環境の保全などに努めるものとする。

### (環境の保全に関する基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境への被害を未然に防止し、安全で安心して生活できる環境を確保すること。

- (2) 生態系の多様性を確保し、野生動植物を保護し、河川、山林、農地などによって構成される多様な自然環境を適切に保全していくこと。
- (3) 日常生活及び事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。
- (4) 市民の環境の保全などに関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全などに関する学習機会の充実に努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全などに必要な施策を講ずること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全などの方針を示す、那珂市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、環境の保全などについての目標及び施策の方向を示すものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ那珂市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(市民などの活動の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全などに関する活動を支持するとともに、その活動を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第11条 市は、環境施策を実施するにあたり必要があると認めるときは、市民及び事業者との間で環境保全に関する協定を締結することができる。

(国、県などとの協力など)

第12条 市は、良好な環境の保全を図るために広域的な対策を必要とする施策について、国、県その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 資料3 那珂市環境審議会条例

昭和46年6月26日

条例第22号

#### (設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき環境の保全に関する事項を調査審議するため、那珂市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 廃棄物の処理などに関する事項
- (3) その他環境の保全に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 審議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 住民組織の代表
- (3) 事業所の代表
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

#### (会長、副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (専門部会)

第6条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席など)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第52号)

この条例は、平成17年1月21日から施行する。

附 則(平成22年条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 資料4 那珂市環境審議会委員名簿

任期：平成24年4月1日から平成26年3月31日 (順不同 敬称略)

	氏名	役職名
市議会議員	ふくだ こうしろう 福田 耕四郎	市議会議長 ○副会長
	きみじま としお 君嶋 寿男	市議会副議長
	おやけ きよふみ 小宅 清史	市議会議員
	わたひき たかみつ 綿引 孝光	市議会議員
住民組織の代表	やじま さだお 谷島 貞男	那珂市まちづくり協議会代表
	まみや きみえ 間宮 君枝	那珂市食生活改善推進員連絡協議会会长
	ささじま ようこ 笹島 洋子	那珂市生活学校会長
	おかだ えつこ 岡田 悅子	新日本婦人の会那珂支部代表
事業者の代表	くろさわ たかし 黒澤 隆	黒田興業株式会社日立那珂支店長
	わたなべ せいいち 渡邊 盛市	株式会社NJP専務取締役
学識経験者	かつい あきのり 勝井 明憲	環境省環境カウンセラー ○会長
	かもしだ ひろし 鴨志田 廣	那珂市商工会事務局長
	こもり ともこ 小森 友子	那珂川水質保全協議会協力員
	まさき さちえ 眞崎 幸枝	元社会教育委員、元茨城県男女共同参画策定員
	まっさき ちひろ 先崎 千尋	茨城大学地域総合研究所特命教授
	いしかわ けんじゅ 石川 憲寿	大宮地方環境整備組合 事務局次長兼環境センター所長

## 資料5 那珂市環境保全対策推進会議設置要綱

平成15年9月26日

訓令第11号

那珂町地球温暖化防止推進会議設置要綱(平成13年那珂町訓令第5号)の全部を改正する。  
(設置)

第1条 那珂市環境基本条例(平成14年那珂町条例第31号)第9条第2項に基づき、本市の環境保全に関し必要な事業を推進するため、那珂市環境保全対策推進会議(以下「保全会議」という。)を設置する。

(推進項目)

第2条 保全会議は、次の各号に掲げる事項を推進する。

(1) 那珂市環境基本計画(以下「基本計画」という。)の実施状況の把握及び進行管理に  
関すること。

(2) その他環境保全に必要なこと。

(組織)

第3条 保全会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 市民生活部長
- (3) 主任企画員
- (4) 消防本部総務課課長補佐
- (5) 議会事務局次長補佐
- (6) 会計課総括補佐級の者

2 保全会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は市民生活部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、その職にある期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、保全会議の事務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 保全会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 保全会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を保全会議に出席させることができる。

(推進員)

第7条 基本計画の各課室の環境保全に関する事業の実行及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に基づき策定された那珂市地球温暖化防止実

行計画(以下「実行計画」という。)の推進並びに課員への周知を図るため、保全会議に環境保全推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、第3条第1項第3号から第6号までに規定する委員、各課室の総括補佐級の者(第3条第1項第3号から第6号までに規定するものを除く。)及び消防署課長補佐級の者をもって充てる。

(推進員の行う報告)

第8条 推進員は、各課室における毎年度の実行計画の活動実績を調査し、翌年度の6月末日までに市民生活部環境課長(以下「環境課長」という。)に報告するものとする。

2 推進員は、那珂市グリーン購入基本方針に定める調達方針に基づき、各課室などにおける特定調達品目の調達について調査し、翌年度の5月末日までに環境課長に報告するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず環境課長は、必要に応じ、年度途中の数値実績の状況について報告を求めることができる。

4 環境課長は、第1項及び第2項の規定による報告を取りまとめ、各年度保全会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 保全会議の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、保全会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年訓令第15号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第17号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(那珂市地球温暖化防止実行計画推進要領の廃止)

2 那珂市地球温暖化防止実行計画推進要領(平成13年那珂市訓令第6号)は、廃止する。

附 則(平成20年訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料6 那珂市環境基本計画改訂ワーキング委員会設置要綱

平成24年9月3日

### (設 置)

第1条 環境関連施策の方向性を示す、那珂市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の改訂作業を行うため、那珂市環境基本計画改訂ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ワーキング委員会の委員（以下「委員」という。）の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（1）環境基本計画の点検及び評価に関すること。

（2）環境基本計画の改訂案の作成に関すること。

（4）その他必要と認める事項

### (組 織)

第3条 ワーキング委員会の委員は、各部（教育委員会及び消防本部を含む。）からの推薦のあった者をもって組織する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌業務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、ワーキング委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員長は、ワーキング委員会の会議（以下「会議」という。）を召集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶 務)

第7条 ワーキング委員会の庶務は、市民生活部環境課において行う。

### (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成24年 9月 3日から施行する。

## 資料7 那珂市環境基本計画の策定経過

### 1 環境基本計画策定作業の経過

開催年月日	内 容	備 考
平成24年7月25日（水）	<p>那珂市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市環境審議会委員委嘱状交付</li> <li>・平成24年度市の環境保全に関すること</li> <li>・市環境基本計画改訂について</li> </ul>	
平成24年10月5日（金）	<p>那珂市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画重点項目に関する現状、課題について</li> <li>・市環境基本計画骨子（案）について</li> </ul>	
平成24年11月12日（月）	<p>那珂市環境基本計画改訂ワーキング委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市環境基本計画改訂ワーキング委員会設置について</li> <li>・市環境基本計画について</li> <li>・環境基本計画改訂の概要・スケジュールについて</li> <li>・市の環境に関する特性と課題について</li> </ul>	
平成25年1月25日（金）	<p>那珂市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境像と環境目標について</li> <li>・環境施策の検討について</li> </ul>	
平成25年2月15日（金）	<p>那珂市環境基本計画改訂ワーキング委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な施策の検討及び推進について</li> </ul>	
平成25年2月26日（金）	<p>那珂市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の概要について</li> <li>・環境の現状と課題</li> <li>・環境基本計画の進行管理</li> </ul>	
平成25年3月25日（月） から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市環境基本計画パブリックコメント</li> </ul>	
平成25年3月26日（火）	<p>那珂市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に対する、市民の意見などについて</li> </ul>	
平成25年5月9日（木）	<p>那珂市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に対する、意見募集結果について</li> <li>・温室効果ガス排出量削減目標設定について</li> </ul>	
平成25年5月15日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書提出</li> </ul>	

## 資料8

### 環境用語集

#### -あ行-

##### ●アイドリング・ストップ

自動車の停止時にエンジンを止めること。アイドリング・ストップにより燃料の節約が図れるほか、大気汚染物質や二酸化炭素の排出を抑制することができる。

##### ●アースキッズ

子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取組むプログラム。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携をはかりながら行われる。

##### ●ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度に設定し、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

##### ●いばらきヘルスロード

健康づくりのため、ウォーキングの推進を図るとともに、高齢社会を見据えて子どもからお年寄りまで、障害のある人も安全に歩ける県にしようという計画。

##### ●一般廃棄物

廃棄物処理法（昭和45年）の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

##### ●エコファーマー

「土づくり、減化学肥料、減化学農薬」の3つの技術に一体的に取組む農業者のこと。

##### ●エコドライブ

「急発進や急加速しない」や「アイドリング・ストップ」など環境負荷の軽減に配慮した自動車使用のこと。エコドライブにより自動車から排出される二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減につながり、燃料代の節約にもなる。

##### ●温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質のこと。本来、宇宙空間に逃げるはずの熱が温室効果ガスにより地表面に戻ることで、気温が上昇する現象を温室効果という。産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素は、人類が石油や石炭などの化石燃料の燃焼によるエネルギー供給に大きく依存するようになったため、大量に大気中に放出されるようになった。主な温室効果ガスとしては、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄がある。

##### ●LED

Light Emitting Diode の略称で、電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードとも

いう。LED は蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀などが有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないとから環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。

#### ●オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾンなどの総称であり、眼やのどの痛みなどを引き起こすといわれている。

#### ●屋上緑化

建築物等によって自然の地盤から離された構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。通常、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、冬季の暖房費や夏季の冷房費の削減等の効果がある。

### -か行-

#### ●開発行為

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという都市計画法の目的を達成する為に、開発行為等についてあらかじめ許可を必要とした制度をいう。

#### ●家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律（平成 10 年）。

#### ●環境保全型農業

家畜排泄物の利用による堆肥などを活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用削減による農業生産方式をいう。

#### ●環境アドバイザー

複雑多様化しつつある様々な環境問題について、県民の理解を深めてもらうため、要請に応じて、各分野の専門家等を、地域の学習会などへ派遣する県の制度をいう。

#### ●環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、国の環境の保全に関わる施策の基本となる事項を定めたもの。

#### ●環境基準

人の健康を保護しおよび生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づき、国が大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音について定めるここと。

#### ●環境マネジメント

事業体の経営方針の中に、環境方針を取り入れ、その環境方針に基づいて計画を立て、実施していくという事業活動の展開をいう。その目的は、事業活動そのものや製品、サービスによる環境負荷および環境リスクを低減し、その発生を防止するための行動を継続的

に改善すること。

#### ●環境マネジメントシステム

自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取組むための体制や手続きなどをいう。

#### ●合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

#### ●京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどが新たな仕組みが合意された。

#### ●気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。

#### ●グリーンカーテン

壁面緑化の略称で、夏季の直射日光を遮断することで、エアコンなどの使用を少なくし、温室効果ガスの削減を図る。ゴーヤやアサガオ等のつる性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンを作ること。

#### ●グリーン購入

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

#### ●公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義される。

#### ●公害防止協定

地方公共団体などと個別企業が公害防止の観点から、法律、条例による規制などを補完するものとして、締結した協定。

#### ●光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される二次汚染物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質）の総称。いわゆる光化学スモッグの

原因となっている物質。強い酸化力をもち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

#### ●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場や流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

#### ●クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度に設定し、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

#### ●耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、農家が数年内に作付けする予定が無いと回答した田、畠、果樹園をいう。世界農林業センサスで定義づけられている。

#### ●コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醸酵分解させ堆肥にしたもの。いう。

### -さ行-

#### ●最終処分

廃棄物の最終処分を行うこと。最終処分は埋立てが原則とされている（一部は海洋投入処分）。最終処分場には、廃棄物の飛散及び流出を防止する安定型（廃プラスチックなど）、地下水の汚染を防止するため、底にシートを張るなどの遮水工が施されている管理型（汚泥など）、周囲をコンクリートで固め、雨水などが入り込まないよう覆いを設けるなど、有害物質の外界への浸出を遮断する遮断型（有害物質を一定量以上含む廃棄物）がある。

#### ●再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。））。などがある。

#### ●里地里山

田園地帯などで人家が集まって小集落をなしているところや人里近くにある生活に結びついた山のことをいう。人々の安らぎやうるおい、生物の多様性や環境学習などの観点から、その価値が見直されている。

#### ●市民農園

都市部の住民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、市町村・農協・農家・NPO法人などから借りる小規模の畠をいう。

#### ●食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

#### ●生物多様性

地球に生きている動植物が、全て直接、間接的につながり合い壮大な命の環を織り成していること。このような、生きもののつながりのこと。

#### ●循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。今後めざすべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、「第1に、製品などが廃棄物などとなることを抑制し、第2に排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に処理し、最後にどうしても処理できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される」と定義される。

#### ●省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用することをいう。昭和54年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)制定により、大規模な工場ではエネルギー管理者の選任や定期的な報告などが求められ、機器のエネルギー消費効率に基準を設定して省エネルギー化を促すなどの措置を行うことが義務付けられている。平成20年5月の法改正に伴い、適用対象や範囲の拡大などが行われた。

#### ●省資源型商品

省資源のために、製品の設計開発段階では、資源を効率的に使う工夫をしたり原材料にリサイクルを使うことが求められる。生産段階では、資源の投入量を減らしたり、生産工程から出る廃棄物を減らすことが必要となる。

#### ●食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律(平成12年)。

#### ●生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。野生生物及び人類の生存を支える基盤であり、生命循環をつくりだしている。生態系は、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりのものから、地球という巨大な空間まで、様々な捉え方ができる。

#### ●3R

リデュース (Reduce)：廃棄物などの発生抑制、リユース (Reuse)：再使用、リサイクル (Recycle)：再生利用の3つの言葉の頭文字をとったもの。

### ●焼却灰

廃棄物を焼却した後に残った灰をいい、灰分と未燃分を合せたもの。焼却炉の炉底から排出される焼却残留物（焼却灰）と集塵装置、ボイラ、ガス冷却室、再燃焼室などで捕集された煤塵（飛灰）の混合物を焼却残滓というが、この場合の焼却灰は、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り、すなわち未燃分とからなっている。

### -た行-

#### ●太陽光発電

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式をいう。

#### ●都市公園

都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。

#### ●単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。

#### ●地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団をいう。

#### ●地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）は、地表の温度を生物の生存に適した温度を保つ効果があるが、現代の産業社会における多量の石炭や石油の消費に伴い、温室効果ガスの排出量が増加しており、地球の平均気温が上昇していること。

#### ●地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策推進法第23条に基づき、地球温暖化防止の取組みとして地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めることなどを進める者として、都道府県知事が委嘱する。

#### ●地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。地域で必要とする農産物は地域で生産すること。遠方からの輸送にかかるエネルギーの削減につながるという視点からも注目されている。

#### ●低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスを極力排出しない経済社会像のことで、石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・

大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

-な行-

●二酸化炭素

石油や石炭をはじめ、炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体で温室効果を持つ。大気中の濃度が産業革命以降、化石燃料の燃焼や森林伐採などによって年々増加し、地球温暖化の最大の原因物質となっている。

●農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設を整備する事業をいう。

-は行-

●パブリックコメント

行政機関が政令や条例などを決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とする。

●バイオマスエネルギー

再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。バイオマスは、燃料として利用されているだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができるため、これらを軽油などと混合して使用することにより、地球温暖化防止への貢献が期待される。

●バイオディーゼル燃料

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。バイオマスエネルギーの一つである。原料となる油脂からグリセリンを取り除き粘度を下げるなどの化学処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにする。

●飛灰

微小粒子よりなる灰で、空中に浮遊する性質をいう。焼却灰は、焼却炉の底などから回収される焼却主灰と焼却廃ガス中に浮遊する飛灰に分けられる。

●ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指していく場合もある。ビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

●PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、

業務を継続的に改善する。

#### ●不法投棄

ごみが、山林や河川敷などの定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や現状回復のための措置が大きな課題となっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならない。

#### ●フィールドワーク

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指していく場合もある。

#### ●分別収集

市町村が廃棄物を不燃ごみや可燃ごみ、資源など2種類以上に分けて集めること。廃棄物の適正処理や減量化、リサイクル推進が目的。

-や行-

#### ●有害鳥獣

人間生活や農林水産業などに被害を与えることなく、被害を与えるおそれがある野生鳥獣のこと。

#### ●優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

#### ●遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。

#### ●容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年）。

-ら行-

#### ●レジ袋削減

循環型社会の構築の観点から、レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進することを目的とした行動をいう。

## 第 2 次 那珂市環境基本計画

---

発 行 平成 25 年 4 月  
発行者 茨城県那珂市  
編 集 那珂市市民生活部環境課  
〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5  
電話：029（298）1111  
FAX：029（298）1357